

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 博之

1 日時

平成 22 年 12 月 6 日（月曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 2 時 49 分散会

（うち休憩 午前 11 時 50 分～午前 11 時 51 分、午前 11 時 56 分～午後 1 時 4 分、午後 1 時 17 分～午後 1 時 29 分、午後 1 時 58 分～午後 2 時 00 分、午後 2 時 43 分～午後 2 時 44 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、
高橋但馬委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菅原担当書記、工藤担当書記、猪久保併任書記、泉併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、伊藤雇用対策・労働室長、
阿部経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、
福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、
津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、川村雇用対策・労働室労働課長

教育委員会

法貴教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、
及川参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、
宮野教育企画室学校施設課長、高橋学校教育室学校企画課長、
多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、
錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、
中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、
鈴木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、
田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、
佐々木学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、
菊池教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

小原副部長兼総務室長、八重樫総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、

清水法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

議案第6号 平成22年度岩手県一般会計補正予算(第4号)中

第2条第2表中

追加中2

議案第14号 岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し
議決を求めることについて

議案第21号 地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めるこ
とに関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(請願陳情)

受理番号第113号 35人学級の拡充を求める請願

(3) 総務部関係審査

(議 案)

議案第 20 号 公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第 112 号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

9 その他

次回の委員会運営について

10 議事の内容

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付していただいております日程により審査を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第 6 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算第 4 号中、第 2 条第 2 表債務負担行為補正のうち追加中 2 及び議案第 14 号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第 6 号平成 22 年度岩手県一般会計補正予算第 4 号中当部関係及び議案第 14 号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを一括して御説明申し上げます。まず、議案その 2 の 4 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為補正のうち当部関係のものは、事項欄 2 の指定管理者による勤労身体障がい者体育館管理運営業務でありまして、これは平成 22 年度から平成 27 年度までの期間、1 億円を限度といたしまして債務を負担しようとするものでございます。なお、限度額の積算といたしましては、平成 23 年度から平成 27 年度まで各年 2,000 万円ということ

に設定しているところでございます。

次に、議案その3の9ページをお開き願います。議案第14号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてでございますが、便宜お手元に配付しております資料、岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関する議案についてを御覧いただきたいと存じます。

まず提案の趣旨でございますが、岩手県勤労身体障がい者体育館は平成18年度から指定管理者による管理を行ってまいりましたが、平成22年度末をもちまして現行の指定管理期間が満了いたしますことから、その後の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、指定管理者候補者の選定に当たりましては、2の(1)の表にありますように、外部委員4名で構成する選定委員会を設置いたしまして、募集要項等を協議、決定いたしまして、(2)に記載のとおり8月から9月にかけて募集等を行いましたところ、特定非営利活動法人ワーカーズコープ及び財団法人岩手県スポーツ振興事業団の2団体から申請があったものでございます。

(4)の選定の方法であります。書類による1次審査、プレゼンテーション及び面接による2次審査を行いまして、めくっていただきまして、委員会による審査におきましては、一つは県民の平等な利用の確保、二つ目には効果的かつ効率的な管理計画、三つ目には管理を適正かつ確実に実施する能力、こういった観点から採点基準に基づき各委員が採点をいたしました結果、障がい者スポーツについての考え方が明確であり、利用者数の増加や利用者の利便性の向上など、施設の有効利用の具体的方策を提案していることが評価されました財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

この結果を受けまして、県といたしまして、同事業団を指定管理者として指定しようとするものでございます。なお、指定期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としているものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 事業計画書を見させていただきました。それで、この間の指定管理者制度の実績をひとつ——5年間の実績、利用者の推移、あとその他新たにどういったサービスが改善

されたのか、それを示していただきたい。

それともう一つ、今回の事業計画の新たな特徴は何なのかということを示していただきたい。

○川村労働課長 平成 18 年度からの利用者の状況でございますが、平成 18 年度から平成 21 年度までの年間の利用者数については、平成 18 年度が 1 万 5,003 人、平成 19 年度が 1 万 4,710 人、平成 20 年度が 1 万 6,154 人、平成 21 年度が 1 万 4,577 人となっております。

続きまして、どのようなサービスの向上が図られてきたかと申しますと、指定管理者制度に移行するまでは自主事業の開催の回数がゼロでありましたが、導入後は平成 21 年度におきまして 6 回、そしてまた体育館の開閉時間の延長等もありまして、延長につきましては会館時間が 8 時から 9 時まで延長したということで、これは住民、利用者のニーズに応じたサービスということで柔軟な対応が図られたものと考えます。

また、コスト面での削減では、指定管理者制度に移管しまして、平成 17 年度までの指定管理料につきましても改善部分では制度導入前、平成 16 年度と平成 17 年度の平均の管理料は 2,461 万 8,000 円でありましたが、制度導入後、平成 18 年度から 21 年度までの平均が 1,970 万円となりまして、年間の平均で 550 万円余りの削減が図られた形となっております。

新たに今回の計画の中での特徴と申しますと、まず、選定の中にもありますが、障がいスポーツとしての考え方が具体的に提案がなされておまして、障がいスポーツの指導者の講習会でありますとか、あるいは手話講習会の受講による障がい者のスポーツ指導能力の向上、あるいは障がい者の利用に対する介助サポートの充実などが挙げられております。また、利用者数の増加や利用者の利便性の向上などに対応して、施設の有効利用なども具体的に提案がなされている。閉館時間の繰り下げ、あるいは自主事業の拡充などが挙げられております。

○斉藤信委員 利用人員が 1 万 5,000 人、1 万 4,000 人、1 万 6,000 人、1 万 4,000 人と、順調にふえていると評価すべきなのかどうなのか。なかなか微妙ですね、これ。かなり波があると。これは何なのでしょう。そこがどのように評価されているのか。そして、新たな事業計画では利用人員をふやしていくとなっているのですね。だから、この間の取り組みを踏まえて利用人員をふやす根拠はどこにあるのかということを示していただきたい。

それと開館時間の延長は 8 時まででしょう。今回の計画で 9 時までということになって

いるのだと思うけれども、指定管理の前に8時まで延長したということですか。そこを確認してください。新しい事業計画では事業計画は9時まで1時間延長となっています。さっきの答弁がちょっと違うので。あとコスト面で、指定管理の前は2,461万円、そして指定管理になってからは1,970万円。これは利用料金もちゃんと含めた比較でしょうか。委託前は、利用料金は恐らく別収入になっていると思うのですよ。だから利用料金も入れてこういう比較で正確なのかどうか。

それと、私はコスト削減するだけがいいということではないと思います。今度の計画を見て、全体として評価できるものだと思っていますが、一番心配なのは人件費なのです。人件費を抑制することが何か一番いいように書かれているけれども、私は指定管理者制度の最大の問題は人件費が抑制されて低賃金、不安定雇用が拡大したことだと思うのです。私がいただいた計画書の43ページに収支の計画が出ているのだけれども、正規職員2人、臨時職員1人、そして今回、非常勤職員を1人増員するという計画なのです。増員そのものは積極的です。ただ、臨時職員の場合、フルタイムで年収228万6,000円ですね。そして非常勤職員、これは週29時間ということなのですが、133万円なのです。まさにワーキングプアにもならない、200万円以下がワーキングプアですからね。週29時間とはいえ、この賃金設定、私は厳しいのではないかと。そして、障がい者スポーツですから、一定の専門的な技術、指導力、問われていると思うのです。そういう点で、この人件費の設定が本当に適正なのかとと思っているのですが、いかがですか。

○川村労働課長 利用者の増減につきましては、定期的に利用する団体が利用しなくなったりでありますとか、高校のクラブ活動に使われている時期がありまして、そういう理由で増減が多少生じている部分がございます。今後これらの利用状況を踏まえまして、新しく指定管理者制度に予定されている法人は、PR活動もより拡充して行うとしておりますし、これまで8時から9時に今年度から試験的に開館時間を延長しておりますし、次年度以降も延長してやっていこうということで計画がなされております。そうしたことから、平成22年度に至りましては4月から10月までの利用人員が開館時間を拡充したことによりまして、3割ほど利用人員が昨年よりふえている状況でございますので、今後とも順調に推移することになれば、人員の増加もできるのではないかなと思っております。

あと指定管理料金でございますが、これは利用料金も含めて算定されているものでございます。人件費の抑制についてでございますが、現在人件費は維持された状態で提案されてきているものですが、非常勤職員が133万円ということで、非常に低賃金だというお話ではございますが、その方がこの状況の中、労働といいますか、勤務時間の中で働いていただける方ということで、スポーツ指導に当たっていただけるということで雇用いただいていると伺っております。直接ワーキングプアが生まれなようなといいますか、そういった雇用、

人件費の抑制との兼ね合いの中で、法人のほうでいろいろ工夫されて、いい状態をつくりながら運営していただけるものと期待しております。

○齊藤信委員 コスト、人件費のことで 133 万円というのは月収 10 万円そこそこですよ。そして、この非常勤の方の勤務体系というのも出ているのですね。23 ページに出ているのだけれども、週 29 時間、勤務体系は三つあるのですよ。9 時 10 分から 4 時、8 時 30 分から 15 時 20 分、14 時 25 分から 21 時 15 分、週 29 時間と言っても、この人は三つのパターンで稼ぐのですよ。大変な変則勤務ですよ。それで月収 10 万円。県の施設で働くわけですから、私は特別にこれは低過ぎる、これだけの仕事をするには人件費、低過ぎる。こういうのは改善しなければだめですよ。時給いくらになりますか。私は、この勤務体系から言って余りにも低過ぎるのではないか。これ部長に聞きましょうか、ちょっと低過ぎるのではないかと。

もう一つ、障がい者体育館ですから、障がい者の方々の利用、これを援助する、指導する、そういう意味でいけば、ただの体育館とはまた違った特別の役割と指導力というのが問われるのだと思うのですね。車いすバスケットなどもやっていると、指導もしているという話も聞いています。その点で、障がい者スポーツがどういう形で利用され、どういう要望が出て、それにどうこたえられているのか。指定管理しますけれども、これは県が取り組むべき行政課題ですので、その点についてお聞きします。

○齋藤商工労働観光部長 低過ぎるか、高過ぎるかという問題なのですけれども、確認はしておりませんが、恐らく年金をいただいております県の学校の先生の O B、そういった人を、年金受給と、それから勤務時間に合わせて、トータルでは年金と合わせると結構な収入になると。60 歳でリタイア後に、社会貢献したいとか、あるいは自分の持っているノウハウを指導員としても使いたいという方々を想定して設定しておられますので、ワーキングプアをつくらうということではなくて、逆にアフター 60、やめた後、いかに人生を充実させて、その人のノウハウを使うかという、これはスポーツ振興事業団の知恵と人材活用の考え方でございますので、高い安いという議論で判断されると、ちょっと厳しいのではないかと。要は 60 歳を過ぎても働く意欲のある方をどのように活用するかという姿勢で、しかも安く雇えるということで、こういう賃金を設定しておりますので、高い安いをもって議論されるとちょっと弱いと。ですから、そういうものも含めてトータルの議論としてスポーツ振興事業団の提案というものはよかったと我々は感じておりますので、ちょっとそこだけマイクロで言われると、高い安いという議論で判断するわけにはいかないのだと思います。そのほかについては課長のほうから。

○川村労働課長 障がい者のスポーツの指導に関しましては、障がい者スポーツ指導員免

許を職員が取りまして、障がい者としてスポーツを希望される方々の要望に応じて適切な指導ができるようにということで、指導員免許を取得した方もいらっしゃいますし、これからもいろいろな形でそういった障がい者の対応ということで、適切な指導ができるように進めていきたいと聞いております。

○斉藤信委員 部長、申しわけなかった。読み込みが、部長、浅かったのだと思うね。28ページのところにスポーツ補助員、職員の年齢が20代、30代なのです。それで今、課長が言うように障がいスポーツ指導の免許もあると、そして私がさっき紹介したけれども、23ページのところには、三つの勤務時間を毎週こなすのですよ、29時間といいながら。こういう若手の資格を持った人だとすれば、私はやっぱり待遇が悪過ぎるのではないかと。このところはぜひ改善をするように、県も何らかの配慮を求めるべきではないかと思えます。

県が取り組むべき行政課題で、ワーキングプアをつくってはだめですよ。これは指定管理者制度の一番の、この間の教訓だったと思えます。そこを厳しくチェックしていく必要があるのではないかと。

あと川村課長、障がい者スポーツの振興というのは、大変重要な課題で、どういう具体的な要望や課題があるのかというのは、指定管理者といえども県がしっかりつかんでやっていくと。やっぱり特別に配慮が必要な施設なのだと思うのです。私は昔のことしか知らないけれども、この体育館はかなり改修されたのですか。今どういう施設になっているのでしょうか。

○川村労働課長 斉藤委員が今お話しいただいた障がい者体育館につきましては、機能的には従前と同様の施設ではございますが、それぞれ改修しながらスロープをつけたり、あるいは窓ガラスにブラインドを張ったり、いろいろ改善を加えながら障がい者の方々が使いやすいように改良を加えながら活用いただいている施設であります。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 私は今質疑をしましたがけれども、重要な障がい者スポーツの拠点として役

割を果たしているし、スポーツ振興事業団はそれなりの取り組みをしてきたと、基本的には評価できると思います。ただ、問題点は、せつかく人員増を図るというプラス面はあるのだけれども、その人員増が残念ながら低賃金になっていると。これはぜひ改善を求めたいと。その意見を付して、私は賛成をします。

○高橋博之委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 21 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 議案第 21 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてご説明を申し上げます。議案その 3 の 22 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付いたしております議案名と同様の地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてにより説明をさせていただきます。

まず、1 の提案の趣旨であります。工業技術センターは平成 18 年 4 月に独立行政法人化しておりますが、現行の第 1 期中期目標は平成 23 年 3 月 31 日、本年度までのものがありますことから、第 2 次中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。なお、同法律の規定により中期目標を定めるに当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聞くこととされておりますが、(2)に記載のとおり、このたびの中期目標案につきましては、岩手県地方独立行政法人評価委員会から、

去る平成 22 年 8 月 5 日に別途、了である旨の意見をいただいているところでございます。

次に、2 の中期目標案の概要について説明をさせていただきます。まず、(1) の中期目標の期間でございますが、第 1 期と同様、5 年間の平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとするものでございます。

続いて、(2) の中期目標の方向性についてであります。大きく 3 点でございます。一つ目は人口減少、少子高齢化及び低炭素社会への移行等、環境の変化に対する課題に適切に対応すること。二つ目は、昨年度策定いたしましたいわて県民計画、本年 3 月策定の科学技術による地域イノベーション指針の達成に向けた産学官金の取り組みの方向性に沿って技術・研究開発を推進すること。三つ目といたしましては、第 1 期の成果に関し、評価委員会及び企業からの評価も高うございますことから、第 1 期の方向性を踏襲したうえで、機動性を向上させ、顧客である企業等へのサービスの質を一層向上させることとしているところでございます。

(3) の中期目標の内容についてであります。①から④までのゴシックで記載されております柱は、地方独立行政法人法に規定されている事項であります。それぞれの事項ごとに内容を定めたところでございます。①の県民に対して供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項であります。アの企業活動への技術支援に当たっては、技術相談、依頼試験、機器貸出等についての対応力を高めるとともに、企業等のニーズに対応したサービスの一層の向上を図ることを定めております。次に、イの戦略的な研究開発におきましては、いわて県民計画等に基づき、経営資源の選択と集中を図り、戦略的な研究開発を推進することとしております。次に、ウの人材の育成及び研究成果の技術移転・普及につきましては、企業等からの技術者の受入、企業への研究員の派遣等を積極的にすること、及び知的財産権の企業等への技術移転を推進することを定めております。さらに、エの情報の発信と公開につきましては、企業への情報発信や国の新しい研究成果の発信を強化すること、及び企業、県民との信頼関係を高めるため、情報公開を適正に対応することとしております。

次に、②の業務運営の改善及び効率化に関する事項では、アの組織運営の改善につきましては、顧客である企業等の満足度を重視した法人運営を行うことと定めております。次に、イの事務等の効率化・合理化につきましては、恒常的な事務の見直しにより事務等の効率化・合理化を推進すること。次のウの職員の意欲向上と能力開発につきましては、職員の勤労意欲の向上を図るため、個人の業績にかかる評価結果を具体的な処遇に反映させること、及び技術力の向上を図るため、積極的に人材育成を実施することを定めております。次に、エの環境・安全衛生マネジメントにつきましては、研究活動に伴う環境負荷の低減及び職員の事故、災害の未然防止に取り組むことを定めております。最後、オでございますが、社会

貢献活動の実施につきましては、施設の地域への開放など社会貢献活動に取り組むこととしております。

③は財務内容の改善に関する事項であります。アの外部研究資金その他の自己収入の確保につきましては、外部研究資金に関する情報収集の強化及び獲得のための組織的な取り組みを強化することと定めております。次に、イの経費の抑制につきましては、恒常的な業務の見直し、改善、効率化により運営経費の抑制に取り組むこととしております。

④はその他業務運営に関する重要事項についてであり、研究開発の推進や企業ニーズに対応するため、設備機器の適切な管理、計画的な整備を行うことを定めたところでございます。

次に、3の今後のスケジュールについてであります。議会の議決をいただきましたならば、法人に指示するとともに公表することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 今回の中期目標をまた改めて聞かされたわけですが、工業技術センターはいろいろと優秀な人材をそろえて成果を上げていることは伺っております。これは47都道府県ほとんど持っていると思うのですが、そことの連携というのはよく話題になりましたけれども、最近岩手県の場合は特に自動車産業とかIT、電気関係ですか、いろんな目標にする産業を抱えていると思うのですが、そのときの研究開発を競う相手といたしますか、目標に持つていくのは、もう国内だけではないのではないかと。次の段階を考えたときにグローバル化したところに対する研究開発ということになれば、もっと広い範囲での交流、研究開発が求められてくるだろうと思うのです。いい人材はそろっているでしょうけれども、そういう意味で、行政的に次の方向を何か示す必要が今回あるのではないかなと、そんな感じをして見ておりましたけれども、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 ささまざまな研究開発等についてであります。岩手県工業技術センターにおきましては、例えば北東北3県で次なる自動車技術の開発の共同研究を行うなどしております。それから、先端の研究動向等がどういうものかということ把握するために国の試験研究機関と連携を図って、研究動向を確認しながら研究を進めておるところでございます。また、連携した研究が必要だということで、工業技術センターのほうで声がけをしまして、東北あるいは関東の試験研究機関と連絡会を開くなどして、さまざま今後の研究について、岩手としてどうするか、国としてどうするかということ踏

まえながら取り組んでいるというところがございます。国際的な共同研究だとか、そういったものは、まだなかなか実績としてはないというのが現状でございます。

○佐々木大和委員 最近話題になってきましたリニアコライダーの関係だとか、まさにその典型だと思うのですけれども——これも円形型のものはスイスですか、もう完成しているし、第二段階でしょうし——岩手県は、東北大とかも入ってやっているようではございますけれども、実際の課題として見えてきているのもそうやってあるわけではございますけれども、そういうところに対しては、国との連携だけではないのではないかと。もっと進まない、次の展開はなかなか難しいのではないかと、そんな気もいたします。特に自動車だって完全にEVのほうに回るという目標が見えていますし——前に超伝導もやって、結果的に成果は上がらなかったかもしれませんが、その実現までにですね、直接的ではないために——間違いなくそういう人たちの、研究にかかわる人たち、またいろいろな勉強する人たちには相当な刺激を与えて、人材育成の部分には間違いなくなっただろうと。工業技術センターの場合は、そういう部分も、結果的に人材育成の役割も果たしているのではないかと、そういうのも期待するものですから、最先端のものをおくれずに取り入れていく、その課題を常に示していくことが必要だと思いますが、もう一度お願いします。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 委員御指摘の点は大変重要な点と考えております。工業技術センターにおきましては、地場の今やっている技術の改善に向けたきめ細かな対応という性格と、委員がおっしゃる、先を見据えた研究開発による産業振興への寄与といった二つの大きな性格もあろうかと思っていますので、発言の趣旨を踏まえ、今後取り組みを努力したいと思います。

○斉藤信委員 工業技術センターについては、私も昨年行って、理事長から話を聞いてきました。技術相談だとか、さまざまな分野で相談件数がふえていると。特に中小企業に対する支援は評価されているという話は聞いてまいりました。それで、この間のここに書かれている中小企業への技術支援、戦略的な研究開発、人材の育成、情報の発信、特筆すべき主な成果をちょっと紹介していただきたい。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 まず、技術相談あるいは機器の貸し出し等についてでございますが、従前までは県証紙を買って事前に支払って対応するといったものでございましたが、独法化によってここが自由化され、料金後払いですとか、バック制だとか、そういったものを導入しまして、独法化によって技術相談あるいは依頼試験等々で、直接企業とすぐ対応するものが年間8,000件を超えるといったかなりの利用率になっております。

それから共同研究でございますが、予算的にかなり自由度が高まったということで、これま

では県の機関として補正予算を組みながら、補正予算のタイミングで研究を始めるといったことがあったわけですが、そういったことが自由化されまして、独法化前の平成 17 年度の新規の共同研究は 2 件だったのですが、例えば平成 21 年度では 14 件といったような共同研究の促進につながっております。

それから、運営的に特筆すべきことは、外部からの競争的資金といったもの、国あるいは財団、いろんな機関から県の税金以外の外部の資金を取り入れるといった外部競争的資金というものがあるのですが、独法化前の平成 17 年度は 15 件の 1,700 万円程度だったものが、例えば昨年度、平成 21 年度の実績で申し上げますと、21 件、約 1.4 億円というようにことで、研究の環境がかなり自由になったということで、さまざまな課題に取り組んでいく環境ができ上がっているととらえております。

研究開発で特筆すべきことを一つ申し上げますと、平成 20 年度に開発した酵母を使った日本酒であります。全国の鑑評会で金賞の受賞率が日本一となっておりますなど、県の資源を生かした研究開発も着実に進められていると考えております。

○斉藤信委員 特に岩手の工業技術センターの場合は、地元の中小企業を支援するという役割が中心だと思うので、この役割はますます拡充、強化すべき課題だと。それで、全体的に県の職員は人員削減されているのだけれども、工業技術センターはどうでしょうか。私は、ここは削減すべきところではないと。研究、技術というのは単年度だけの成果では見られない、5 年、10 年で結びつくものが少なくないと思うので、研究員の編成、これはどうなっているのでしょうか。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 工業技術センターは、平成 18 年度の独法化以来定数 63 名ということで、事務職員が 10 名弱程度、前後しますが、そういうことでおおむね五十数名の研究員体制で 5 年間維持させていただいております。公務員型ということで、職員の身分は県の人事の考え方に対応せざるを得ないところがございますが、当部といたしましては、これまで 5 年間の工業技術センターの評価も評価委員会から A という評価もいただいております。今後さまざまな産業振興に向けた取り組みも必要になるかと思っておりますので、県の全体の定数が厳しい中であっても工業技術センターの研究環境が十分に整えられるように働きかけていきたいと思っております。

○斉藤信委員 今の答弁で大変安心をいたしました。国の場合は研究機関もばさばさと事業仕分けで削減をされ、危機に陥っているというのがありますから、県の工業技術センターの場合には基本的に定数を維持すると、了解しました。

最後です。提案の説明で、中期目標の方向性で人口減少、少子高齢化及び低炭素社会への移行等、環境の変化に対する課題への対応ということが今後の方向性として提起をされておりました。これは具体的にどういう課題を想定しているのか。今後取り組もうとしているのかをわかる範囲で示していただきたい。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 例えば労働する人口そのものが減っていくということですから、労働生産性を一人一人あるいは企業で上げていくという必要があるかと思っておりますので、企業の技術力の向上がより重要と思っております。またグリーンエネルギー、グリーンデバイス等、今後の環境対応型のさまざまな製品から機能から、そういった研究もしていく必要があるのだろうと。現在もやっておるわけですが、より必要になってくるだろうと考えております。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木大和委員 工業技術センターのテーマになっていないのだと思いますが、この前、報道もありましたけれども、ジオパークとかジオツーリズムということで、地質に関していろいろと動きがあります。岩手県の地層は、特に日本列島の中でも古い地質ということで、いろいろな期待がかかっておりますが、今レアアースの問題などもあります。その辺について工業技術センター等を含めて、新しい分野——特に沿岸の場合は、前に部長もお話しされたように北から南まで、久慈から大船渡まで、あらゆる地下資源を基本に置いた製鉄とか、いろんなそういう関連産業が多かったわけですけれども、重厚長大時代が完全に終わっています——そういうことで沿岸に配置する産業というのを考えたときに、やはりその辺に対するテーマがどこかにあってもいいのではないかと、そういう気がしているのですけれども、そういう意味で、岩手県は残念ながら、地元の大学には地質に関係する学科もないようですし、前には秋田のほうにあって、県庁に来られた方はほとんど秋田の卒業生だったという経過があるわけですけれども、これからのそういう新たな課題として新しい資源を求めている時代に、岩手県はそういうテーマも示すべきだと思うのですが、部長からその辺の所見をいただきたいと思います。

○齋藤商工労働観光部長 確かに古くて新しいテーマだと思います。いつだったでしょうか、議会の関係で、県外から講師をお呼びしたときに、もしかすると岩手県にもレアメタルの可能性が出てくるかもしれないという御提案をいただいたこともあります。北上山系そのものが安定した岩の塊ということもありまして、昔は金の産地、あるいは鉄、石灰石がとれるということは証明済みでございます。非常に大事なテーマですので、これも相談して研究してまいりたいと思います。

○小野寺研一委員 この場ではないのかもしれませんが、平泉の遺産登録が間もなく来年の7月ぐらいになっています。このことへの国に対する説明あるいはPRの仕方など、余り表に出てこないような感じがしますが、その辺はいかがになっているのでしょうか。この間のサッカーの世界選手権の会場がああいう形で、全く日本の立場がなかった。政治的、いろいろな専門的なことでの願いはあるでしょうけれども、国としての、あるいは県から国に対してのいろいろなことの働きかけが、何と言うかいまひとつ。——概況をお知らせいただきたいと思うのですが、詳しくはよろしいです。ただ、7月のことに関しても、年が明ければ本格的というか、終わりにかかるだろうと危惧をしております、今回を逃せば。二度とこういうチャンスはないという感じがします。最大限努力をしてやらなければならないだろう。そんな気がしています。商工の関係として、どのような形でこれに取り組んでおられるのか。教育委員会のほうも専門的にはそうかもしれませんが、横断的にいろいろな形で、国にあるいは世界に働きかけていかなければならないということを考えれば、ぜひ様子をお聞きして、なお足らざるところを磨いて、これに向けて全力を挙げなければならないという時期なのだろうなど、こんなことを思っております。お知らせいただければと思います。

○戸舘観光課総括課長 世界遺産登録の関係で、私ども商工労働観光部として国に対して何か働きかけをというようなことは動いてはおりませんが、御案内のとおり平成 20 年度からいわて・平泉観光キャンペーンということで、これは国民全体、あるいは県民含めて、平泉を核として岩手にぜひ観光に来ていただいと、その効果を全県におろしたいということで、3年間キャンペーンを続けてきております。これからまた平成 23 年度の世界遺産登録ということに向けて、ちょうどおととい東北新幹線の全線開業ということもありましたし、また平成 24 年度、これは登録が予定どおりいきますと、登録の翌年度ということになりますけれども、この文化遺産登録の効果を岩手の観光に生かしたいということで、DESTINATION キャンペーンというものを予定しているところでございます。そういった中で国民に広くアピールしていくということでございます。

○小野寺研一委員 一生懸命おやりになっていただいていることだろうと思います。ただ、この間のサッカーの経験は、政府がというか、国が表に出るといっても全くなかったというような評価ですから、そのようなことも含めて、国会の先生方もそうですし、政府に対してもその点は万全を尽くしていただかないと、あの時こうすればよかったというのでは、申し開きにならないと思いますので、万全を期していただくよう、もし所見があれば。

○高橋副部長兼商工企画室長 具体的な世界遺産登録の業務については、ご承知のとおり教育委員会のほうで所管しておりますけれども、先ほど観光課総括課長が申し上げましたが、国内それから県内、県民に対するそういった盛り上がりといったような点で、教育委員会と連携を取りながら、私どもでも万全を期していきたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 それでは、2点お聞きいたします。高校の内定率 64%に改善という報道を目にしまして、本当に安心いたしました。かなりの取り組みをされたと思いますので、その取り組みについてお伺いいたしますし、それでもまだ内定を得られない学生たちがかなりいるわけですので、今後の取り組みの2点をお聞きいたします。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、高校の就職希望者への取り組みの状況でございますけれども、昨年度も非常に厳しかったということで、その教訓を生かしまして、今年度につきましては早期から地域で振興局、市町村、ハローワークが共同いたしまして——学校も含めてですけれども——個別の企業、おおむね地域の 200 人以上の社員を抱えているところに直接伺って、雇用を要請しているところでございます。その成果も若干あらわれているものと思っております。

それから、内定を得られない方々への対応ということでございます。高卒につきましては、今年度後半、厳しいという情報がございましたので、県内3カ所で、これはジョブカフェを通じて未内定者に対するセミナーをする予定でございます。盛岡、北上、気仙、3カ所で開催する予定でございます。

○小西和子委員 若者の中に閉塞感が広がっているやに聞いております。やはり社会に出た第一歩目、希望あふれる、そのような一歩を踏み出させたいなと思います。社会に出たときに非正規雇用であれば、そのまま正規になれないで非正規のまま終わるという方もかなりいらっしゃいますし、それがまた連鎖をするという、そのようなことも多いわけですね。ですから、ぜひとも全員が就職できるように力をいれたいと思います。

2点目です。これはちょっと耳にしたことですが、商工労働観光部2階と政策地域部8階とのフロアの入替えという方針はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○高橋副部長兼商工企画室長 庁舎の配置の関係でございますので、管財課の所管で総務部のほうでいろいろと効率的な業務の執行についての体制はどうかといったようなことで検討している状況とはお伺いしておりますけれども、現在のところ、正式な形でいつ、具体的にどの時点からどうするという話については検討中と伺っているところでございます。

○小西和子委員 業務の・・・というようなことでしたけれども、その積極的な理由は何なのでしょう。

(「管財課だよ」と呼ぶ者あり)

○小西和子委員 静かにしてください。商工労働観光部の方々はどのように思われているかわかりませんが、どう考えたって、経済的な危機のときに商工労働観光部の皆さんの業務が滞るわけですね、引っ越しのために。ちょっと考えられないです。その積極的な理由は何か、お聞きになっていると思いますので、お伺いいたします。

○高橋副部長兼商工企画室長 先ほど申し上げましたとおり、各部それぞれ所管がございまして、情報の共有でありますとか、それから政策的なものの指示、それから報告であります。そういった観点からとは伺っておりますが、私どもとすれば長年親しんだ2階がいいなという感じでは申し上げているところでございます。

○小西和子委員 経費はどのぐらいと聞いているのでしょうか。たぶん聞いていると思いますので、お伺いいたします。

○高橋副部長兼商工企画室長 恐縮ですけれども、私今この時点で、具体的な形でどれくらいといったものについては承知いたしておらないところでございます。

○高橋博之委員長 小西委員に申し上げます。ただいまの意見は、恐らく総務部の管財課でただいま進めていることで、恐らく商工労働観光部に聞いてもなかなか難しいのかなと思います。

○小西和子委員 かなりの経費がかかるということをちょっと耳にしました。業務も何日間か停止をする、何のためにやるのか、本当にびっくりしてしまいます。それは県民負担になるわけですね。そのような無駄を県民に負担させるというのであれば、その費用と効果を県民に明らかにして、なぜ必要かということの説明するべきだと考えます。でも、商工労働観光部の皆さんもそのままがいいとおっしゃっていただきましたので、何となく安心しました。

○斉藤信委員 今施設の再編の話が出ましたから、冒頭私も一言だけ。

部局の再編があるわけでもない、課の再編があるわけでもない、知事はもう改選になる。こういう時期に、2階と8階を入れかえるなんていう話は、私は全く必要性のない、緊急性のない話だと思いますよ。そういう点では、総務部で決まってからでは、これはだめなのですよ。こんな無駄遣いを。そして今本当に雇用、中小企業の情勢が厳しい中で、商工労働観光部の場合は現場を持っているわけですね。県民との結びつきが強い部局ですよ。そういう部局が県庁の高いところに移るなんていうことは、これは全く機能低下になってしまう。皆さんの仕事から言っても、私はそういう意味では、今の話があることは認めたわけだから、一斉地方選挙、知事選挙、国会議員選挙を前にして部局再編もないこの時期に、そういう無駄なことをやらないように、商工労働観光部としても内々いろんな議論はあると思うのだけれども、きちんと主張すべきは主張すべきだと思うけれども、どうなっていますかそのところだけ聞いておきます。

○高橋副部長兼商工企画室長 この商工文教委員会で、そのような議論が委員からあったということも含めて所管部局のほうにお伝えしたいと思います。

○斉藤信委員 それでは本論に入ります。年末を迎えて雇用問題、就職難打開の問題はまさに県政の緊急、重要な課題だと。そこで直近の雇用情勢はどうなっているか、それをまず示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 直近の雇用情勢でございます。11月30日に岩手労働局から発表されたデータによりますと、有効求人倍率につきましては0.47ということで、前月0.46に比べまして0.01ポイント改善の傾向でございます。そういった意味では、数値的には改善はしておりますが、失業の長期化等が見られる等、厳しいものになっておるところでございます。

○斉藤信委員 全国的には失業率も5.1に上がったと。332万人。そして、ちょっと前の労働力調査ではそのうち128万人は1年以上の失業だと。今、失業の長期化と言われるわけですね。私は大変深刻な事態が推移をしていると。もう一つは、今度の労働力調査では15歳から24歳までですか、失業率が9.1%と。全体が5.1の中で2倍近い、特に青年層の深刻な失業状況ということで、岩手県にすれば、この失業状況というのが年代別にもわかりませんか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 その点につきましては所管の調査統計課に確認いたしました。この調査は政府のサンプリング調査でございます。全国10万人を対象にしているものでございまして、都道府県の人口割で言いますと、岩手県は1,000人程度ということになりますので、非常に誤差が大きいということで、県別のデータについては年齢別に出していないということでございました。

○斉藤信委員 わかりました。今私どもは盛岡、一関、そして県北の洋野町などで住民アンケートをやっています。盛岡では1,000通を超えて回答寄せられましたが、家族に失業者がいるというのは25.5%、一関の場合もっと高いです。二十六、七%になっています。洋野町は県北の出稼ぎ地帯という特徴もありますけれども、33%でした。少なくとも4世帯に1世帯以上は家族に失業者を抱えていると。春にリストラになったけれども、仕事が見つからない。2年前に失業したけれども、仕事が見つからない。本当に切実な実態と声が寄せられております。

私は、今の雇用問題というのは、0.47自身がそもそも2人に1人以下しか求人がない。そして、正規の有効求人倍率は0.20程度です。正社員の求人はもっと少ない。そして正社員というのはほとんど資格がないと、あと実績や経験がないと対象にならないと言って、数字以上の深刻さがある、本当にここの打開に今あらゆる施策を動員して取り組むべきだと思いますが、この間の県の雇用対策の実績を示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 雇用対策の実績ということでございます。県におきましては雇用創出計画というものをつくっております。平成21年度におきましては、産業設置振興施策と、それから基金事業によりまして総計4,142人の常用雇用の創出を図ってお

ります。これの実績でございますが、産業振興につきましては1,184名、雇用対策基金事業では3,131名、合わせて4,315人ということで、目標に対する達成率が104%ということで、県としてもそういった形でのいろんな施策を通じた雇用創出を図ってきているということでございます。

○斉藤信委員 本会議でも雇用問題は皆さんから取り上げられて、私は答弁を聞いていて、産業振興のところでは、自動車産業の生産拡大もあって産業振興での雇用がふえた。自動車や半導体関係でどのぐらい雇用がふえたのか、わかりますか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 雇用実績につきましては、産業別に整理しているわけでございますので、自動車、半導体という区分けではちょっと把握してございません。

○斉藤信委員 これは柳村議員の質問に対して、産業振興施策については自動車関連産業の受注拡大などにより1,022人の目標に対して1,184人の雇用が創出されたと具体的に答弁しているのですよ、だったらわかるでしょうが。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 今のは産業別ということではなくて事業別ということでございます。例えば自動車関連創出事業につきましては、常用で、上半期でございますけれども326名。それから、半導体関連産業創出推進事業、これにつきましては、半導体のみでございますので、ちょっと把握してございません。そういうことで、そのほかにもいろんな事業がございますので、産業別という把握はちょっと難しいということです。

○斉藤信委員 私は、本会議でそういう答弁があったから、今立ち入って聞いたのだけれども、実は私は決算でも取り上げたけれども、誘致企業における雇い止めの、リーマンショック以降約7,800人、そのうち自動車関連で1,900人あった。半導体は2,600人だったのですね。ある意味でいくと、雇い止めの大半は誘致企業だったのですよ。そして今、生産拡大の基調だと、利益も上げてきていると。私は、どこまで回復するかというのは誘致企業の雇用を守る責任だと思いますよ。

そもそもソニーにしても、富士通にしても、関東自動車工業にしても、県内の中小企業と違って巨額の内部留保を持っているのですよ。本来雇い止めしなくても耐えられる、そういう体力を持ちながら真っ先に首切りをしたと、私はそこに一番の問題があると思っているのですよ。だから、例えば自動車で、今326名という話がありましたけれども、この間1,900人雇い止めしているということからいったら、本当に回復にならないのではないかとということと、あと恐らく326名も全部正社員ではなくて期間工だとか、そういう形の雇用拡大になっているのではないですか、いかがですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 雇用形態につきましては把握しておりません。先ほど申し上げたのは常用ということで、一応4カ月以上の雇用期間ということで把握しております。

○斉藤信委員 常用というのは、一般で聞くと正社員かと思うけれども、4カ月以上の雇用が常用になるので、これは非正規であっても4カ月採用すれば常用になるので、この統計のマジックというのは注意しなければだめだなと私は思っていますから。そこで、ソニーで工場閉鎖による退職者が出ましたが、その再就職の状況、そして富士通の退職者の再就職の状況は、直近でどうなっているでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まずソニーの状況でございます。10月末時点で、聞くところによると約7割強の方が再就職されていると聞いておりますし、富士通につきましては、約5割の方が再就職していると聞いております。8月末がソニーが5割程度、それから富士通が3割程度でございましたので、改善の傾向にはございます。

○斉藤信委員 改善されつつあるというのは評価をしたいと思います。首切ってからの再就職ですから、本当に最後の一人まで、できるだけ早く再就職への取り組みについて企業の雇用を守る責任を果たせるように、県としても引き続き取り組みを強めていただきたい。関東自動車工業は新型車種の生産にも入って、月産1万台という報道もありましたが、関東自動車工業で3年、4年、5年、期間工で働いている方々は、率先して正社員に採用すべきだと思いますが、期間工の状況。そして、昨年度までの4年間は233人を正社員に当用したというのは聞きました。今年の状況がわかったら教えていただきたい。

○保企業立地推進課総括課長 関東自動車工業岩手工場の従業員についてでございますけれども、10月末現在の数字でございます。正規社員がおよそ1,680名、期間社員が750名、合計で2,430名という状況でございます。それから、関東自動車工業自身は期間工から正社員の登用という形をこれまでも進めていますし、それから今もその姿勢でいることには変わりないということですが、今年度につきましては、今後もまだ期間が残っていることもありまして、これからということでございます。

○斉藤信委員 新型車種の生産が回復基調にあるわけですので、昨年は厳しい中でも10名でしたね。一昨年は100名までいったのですよね。私はそういう努力をしてきたことは認めますので、生産が回復しつつある中で、ことしもきっちり期間工の正社員化が進められるようにぜひ取り組んでいただきたい。

それで、失業問題で、私は事業主都合の離職者をずっと聞いてきました、8月末段階で6万3,000人と、リーマンショック以降ですね。新しいデータはどうなっているか。

それともう一つ大きな問題は、高卒、大卒の就職問題です。今は超就職氷河期と。10月末の大卒の就職率が57.6%ということで、統計をとって以来、初めて60%を割ったと。だから、厳しい去年よりもことはもっと厳しいということで、高卒、大卒の就職内定状況、未定者、これはリアリズムでどうなっているのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まずリーマンショック以降の事業主都合の離職者の数でございます。10月末の段階でございますけれども、6万6,864名でございます。

それから高卒、大卒の就職内定状況でございます。高卒につきましては、内定率が64.4%、これは10月末でございます。未内定者が1,223名、昨年同期と比べますと16.3%減ということになっております。それから大卒でございます、大卒につきましては労働局の10月末の数字でございますけれども48.1%、昨年同期と比べますと、1.8%プラスでございます。

○斉藤信委員 高卒は、岩手県は頑張っって前年よりは16.3%の改善をしている。ただ未内定者が1,223人。私は、高校関係者から聞いたのですが、今回はやっぱり去年より厳しいと。1次試験で落とされると2次の募集がない。あとは募集の数も採用してない、今の段階で64.4%ということは、私は県が関係機関と協力してやってきたし、地元の企業も早目に求人を出したという効果があると。ただ全体としては、県外の求人が大幅に減っていますから、そして県内求人も去年よりはふえていると言ってもおとしや普通のとときと比べたら、これは大幅減なのです。だから、この厳しさというのは私はリアルに見て、高卒の場合も昨年以上の対策を講じないと、これからの厳しさは昨年以上になるのだらうと思います。

今大卒については48.1%、労働局の資料を見ますと短大が15.6%です。公共職業能力開発施設が66.1%、高専が100%、そして専修学校が38.5%と、かなりの厳しさです。そういう点では、高専を除けば、高卒以上に大卒、短大、専門学校というのは大変な厳しさの中にある。まさに超就職氷河期という形で、この就職難打開の取り組みはどうなっているのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 就職難打開の対策ということでございます。高卒につきましては、先ほど申し上げたようにセミナーを追加開催する等の取り組みをしております。大卒、短大等につきましては、ジョブカフェを中心といたしまして、岩手大学、県立大学、それぞれ来年3月卒業の方に対する特別のセミナーを既に開催しておりますし、あとのほかの大学に対するものとしたしましても、ジョブカフェで11月以降3月まで、毎月2

回就職セミナーを追加開催しているという状況でございます。

そのほか国におきましても、高卒、大卒ジョブサポーターを17人から29人に12人増強いたしまして、支援体制を強化いたしまして、県の体制も39人ということで、県と国と一緒に今盛んと支援しているという状況でございます。

○斉藤信委員 商工文教委員会で京都のジョブパークも視察してきました。恐らく全国で一番進んでいる対策を京都府はやっているのではないかと。施設から体制から、大変感心して聞いてきました。その点で私が一番感心したのは、地元の中小企業とのマッチングに努力しているということですね。大卒、高卒の未就職者を一回府が採用して、4カ月、6カ月、座学と研修をしながら地元の中小企業に就職をやって、約93%でしたかね、就職率が。大卒関係で定員が80名とか、数は限られているのだとは思いますが。京都は1,400の中小企業の応援団というのを組織しているのですね。そこと連携してマッチングをしていると。岩手の場合も厳しい中小企業の状況ではあるのですが、そういう地元の企業の応援団をきちんと組織して、そして最大限、県内への就職の道を開いていく特別の対策が必要だと。一部そういう取り組みをやっているようですが、そこらの本格的な取り組みが必要だと思いますが、いかがですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 企業とのいろいろな連携ということでございます。県におきましては雇用の要請を、岩手県経営者協会等の経済団体等に積極的にやっておりますし、そういった面での連携もございますし、またこのたび10月に国の労働局のほうで新卒者の就職応援本部というのを立ち上げております。これには経済界、それから行政、教育、関係する団体がすべて入ってございまして、そういった面での連携体制を組んでございまして、そういった体制を組みながら一致団結して支援していくことを考えております。

○斉藤信委員 ことしの3月末に高校で約200人の未就職者が出て、そして県も、特に市町村が独自に未就職者に対して、地元の中小企業が雇用した場合、特別に助成すると。こういう取り組みが県内18市町村で行われて、私は今までにない取り組みだった思っております。この取り組みをどのように把握していますか、先進的な経験をどのようにつかんでいるか示していただきたい。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 市町村の就職応援の取り組みということで、私どもの把握しているところでは、現在18市町村が新卒者等を地元企業が雇った場合、事業者に対して奨励金を出すという制度を立ち上げていると聞いております。例えば八幡平市などでは、月10万円を1年間にわたって支出するというようなことも聞いております。そういった取り組みを県のほうでも支援していきたいと考えております。

○齊藤信委員 私は、この取り組みは極めて大事なので、県に聞いても今の状況がよくわからないので、議会事務局を通じて全部聞き取り調査しました。その聞き取り調査によると18市町村で143社、197人申請をして取り組まれていると。最終的にどのようになるかあれですが、大体200名ぐらいの高卒未就職者の中で、これだけ厳しい中で地元の中小企業が取り組んだというのは、私は極めて重要な取り組みだったと。特に今紹介あった八幡平市は月額10万円を12カ月ということで17社23名申請をして取り組まれていると。支援が厚いところほど申請が多い、利用実績が多いということですので、私は今回のこの取り組みをよく把握して、それを今年度、さらに就職の状況が厳しい中で、本当に成果のあった取り組みを全県に普及するし、県も大いに応援するというようにすべきだと思いますが、いかがですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 昨年度につきましては、そういった意味で非常に厳しかったということで、県と市が一緒になって応援しようということで、市の取り組みを応援するという意味で、県のほうでも助成制度をつくっております。今年度につきましては、国のほうでも新卒3年の方のトライアル雇用につきまして、3カ月トライアル雇用して、そのあと正社員として採用いたしますと総額80万円というお金が出ることも聞いておりまして、そういった制度も県のほうから普及しながら対応してまいりたいと考えております。

○齊藤信委員 国もそういう取り組みも始めました。ぜひ超就職氷河期に対応するあらゆる手立て、対策を講じて、一人たりとも初めて社会に出るときに路頭に迷わせないと、そういうメッセージを早く出してほしい。私たちが行った京都府は、12月議会で、もう予算計上して取り組むというニュースも聞いてきました。やっぱり早目早目に高校生を励まして、また大学卒業者に対してもですね。そして、この機会に、逆に優秀な人材を県内に残していくという攻勢の取り組みをしていただきたい。中小企業は厳しいけれども、逆にいけば人材を確保するチャンスだと、そういう取り組みにぜひしていただきたい。

最後に、中小企業対策をお聞きします。県内の事業所数で99.8%、常用雇用で89%を支えているのは中小企業です。私は中小企業に対する支援策を抜本的に今、地域経済の柱にふさわしく強化する必要があるのではないかと。仕事をふやす、予算をふやす、具体的な経営技術支援を拡大するという方向で取り組むべきだと思いますが、どうなっていますか。

○阿部経営支援課総括課長 中小企業の役割は、おっしゃるとおり岩手県の産業を支える重要な役割を持っていると認識しております。私どもは大変厳しい財政状況の中で、中小企業の力を発揮させていくために、個々の企業に対する支援の強化といえますか、ハンズオンでの支援の強化を図りながら、現地での対応等を図りながら今進めているというところでございます。

○斉藤信委員 何か危機感が伝わらない。それでは全然県内の中小企業は安心できませんよ。

具体的に聞きます。今、中小企業に仕事をふやすということが大事ですよ。県としてすぐやらないてはならないのは、官公需の中小企業向け発注額を拡大することです。この5年間の推移はどうなっていますか。私は減っているのではないかと思うのですね。やっぱり官公需をもっと思い切って中小企業に発注する、仕事をふやすと。

もう一つは、例えば、住宅リフォーム助成の管轄は県土整備部になると思うけれども、宮古市では、わずか1年弱の間に10億円以上の仕事、経済波及効果だと24億円だと言われる、こういう仕事をふやしたのですよ、地元の中小企業に。お隣の秋田県は、これは県が住宅助成をやったら252億円の事業費です。252億円の事業費で経済効果500億円を超えると。今できる、中小企業に仕事をふやす、こういう対策をやるべきだと思いますが、実態はどうなっていますか。

○阿部経営支援課総括課長 官公需の実績についてでございます。5年間の実績でございますけれども、平成17年度におきましては官公需の契約実績1,162億5,400万円に対しまして、中小企業向けの比率というのが80.4%になっております。平成18年度は1,149億円余、比率が72.5%。平成19年度が1,067億円余で、比率が74.5%。平成20年度は1,091億円余で比率が79.8%。平成21年度が1,082億円余で、比率が79.2%となっております。この数字を見ますと、年によって高低がありまして波があるわけでございますけれども、ほぼ横ばいで推移しているという状況になっております。

それから、中小企業への仕事の関係につきましては、もちろん中小企業の独自の努力が必要なわけでありまして、私どもとしましては、中小企業の取り組みに対する商工団体等との支援、技術開発ですとか、経営相談、そういった支援をきめ細かく実施していく。それから、資金繰りが必要な件に対しては県単融資制度等を初めとした金融支援を行っている。その他、新たな取り組みをする企業に対してはさまざまな情報を提供して、専門家を派遣するなど企業の成長に向けての発展を支援していくというようなことでございます。個々具体的な事業につきましては、それぞれの事業主の工夫によって、新たな事業展開というものはされるわけですが、それについてもきめ細かい対応をして、中小企業の支援をしてまいりたいと考えております。

○高橋博之委員長 斉藤委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでおりますので、この際まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○斉藤信委員 はい、まとめて。

ちょっと聞き方が悪かったですね。中小企業向けの金額を聞いたつもりなのですが、少しさかのぼって言うと、平成14年は官公需の実績が1,926億円で、中小企業向けが1,464億円でした。そして、これ直近の平成21年、昨年は1,082億円、官公需の契約実績で中小企業向けは857億円だったと。これは8年間の推移なのだけれども、官公需そのものがまず半分近く減っていますね。そして中小企業向けも1,464億円から857億円ですから、これも半分近く、6割ぐらいでしょうか。予算はそんなに減っていないのだけれども、中小企業向けの官公需が、私はそれ以上に減っているのだと思います。

それと、各県の状況を調べてみましたが、例えば中小企業向け発注比率は北海道90.4%、青森県90.4%、秋田県92.6%、山形県88.9%と、福島県87.6%ということで、岩手県と10%ぐらい違うのですよ。だから、官公需の総額が減っているというのと、もう一つはあと10%ぐらい、北海道、青森県並みに中小企業向けの発注比率をふやす努力をすべきではないか。それだけでも100億円、200億円の仕事拡大になりますよ。そういうことを真剣に考えるべきではないですか。

○阿部経営支援課総括課長 平成14年との対比の数字についてでございますけれども、これは確かに減ってございます。これを予算の費目で分析してみたものがあるのですが、大きく減っているのが土木費で、これが半減しているというようなことがございます。これをまた普通建設事業のくくりで見ても、同様に半減以下に下がっているということでございました。物件費について比較してみますと、平成14年では226億円に対して、平成21年232億円ということで、こちらのほうには大きな変化はございませんでした。

それから他県との比較でございますが、これは非常に細かい数字で一つ一つ比較してみるとは大変困難な作業でありますので、トータルで見なければわかりませんが、確かに他道県と比べれば本県の数字は低くなっております。これは予算の構成に原因があるのかと思っておりますが、細かい原因までは他県のデータが細かく入りませんものから、詳細には分析しかねておるところでございます。ただやはり、おっしゃるとおり、できるだけ地場の中小企業に仕事がおりにしたいと思うのが我々も共通でございます。特に公共事業費では地元企業に仕事ができるだけ多く落ちるような対策をとってもらっておりますし、私どもも市町村——県を通じて、機会あるごとに官公需の地元企業への発注について工夫していただくように働きかけをしております。今後ともそういう方向で総合的な対策を取りたいと考えております。

○齊藤信委員　これで最後にします。官公需は全体として大幅に減っているということ、中小企業向け発注比率が他県に比べて 10%近く低いということはぜひ打開して、最後、部長にお聞きしますが、やはり官公需というのは地元中小企業への仕事をふやす最も速効性のある取り組みです。その点で、ぜひこの改善をやっていただきたい。そのためにも、この間、減らされた中小企業対策予算、これは岩手県が中小企業の位置づけを明確にして取り組む必要があるのだと思うのです。その点で、私は決算でも強調したけれども、千葉県が中小企業振興条例で中小企業の位置づけを明確にして、そして中小企業元気戦略を打ち立てて、総合的な施策を、予算をつけて展開している。これに岩手も学んで、中小企業大県に岩手県をすべきではないか。

最後の最後に、ワンストップサービス。県内初めてすべての地域で開催されようとしている。私は画期的なことだと思います。ただ残念ながら宣伝されていない。せっかくいい取り組みね。やっぱり大いにこれを宣伝して、年末の深刻な課題に取り組むようにしていただきたい。これ最後です。

○齋藤商工労働観光部長　平成 13 年、14 年の県の予算は大体 1 兆円近くあったわけです。それが今 6,000 億円に減ってきているわけです。ですから、物すごく実際に回すお金がないというのが本質的なところでございます。ですので、我々も与えられた予算をいかに効率的に使うかということで、私ども県産品推奨の立場でもございますので、中小企業は特に、県内の企業の方々にお金がめぐるような仕組みをつくっていくのが大事なことで、これについて一生懸命やらせていただいています。

いずれにしても中小企業対策については、我々は個別に、そして企業の課題ごとに丁寧にこたえることが大事だと思いますので、そのように地道に一つ一つ着実に解決してまいりたいと考えております。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長　ワンストップサービスについての PR でございますけれども、労働局とともに、今後そういった取り組みを強化してまいりたいと考えております。

○高橋元委員　私からは企業誘致の関係でお尋ねいたします。

第三の柱として医療機器関連産業の話が聞こえておりましたけれども、その辺の取り組みが今どうなっているか。それから、いわて県民計画の六つの構想に新産業創造というのがありますが、それに対する商工労働観光部の取り組みというのがどういう形で、知事の任期と一緒に、アクションプランということで、具体的な取り組みが出てくるのですけれども、知事の任期はあと 3 カ月ですから、新年度から新知事が 4 年間担当するわけでありませ

れども、動き出してもいいのかなと、そんな思いをしておりましたが、何かそういう取り組みを始めたのかどうかお伺いします。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 医療機器関連産業につきましては、自動車、半導体で培われた技術を、地場企業なのですが、活用した産業振興によって、どちらかといえば地域の中で起業活動を展開していくということで、県の内需型の振興策ということで、企業誘致はもちろん、3本目の柱として実施しているわけですが、県内企業が振興する視点に重きを置いてやっております。OEM受託生産であるとか、あるいはマッチングを、医療機器の大手でございまして、そういったところと地域の企業がマッチングをするとか、新たに医療機器に参入できるような環境づくり、あるいは製品製造に向けた具体的な動きに対するきめ細かな対応といったことで、医療機器の産業を県としては支援しているというところがございます。

○高橋副部長兼商工企画室長 先ほど科学・ものづくり振興課総括課長から申し上げましたような、そういった新しい取り組みを含めまして、次期アクションプランが来年度以降策定されると承知しておりますので、そういったことも含めまして、計画に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○法貴教育長 教職員の不祥事事案の発生及び再発防止に向けた取り組みについて御報告いたします。

重大な不祥事が発生した場合にあっては、その都度商工文教常任委員会の委員の皆様へ情報提供させていただいておりますが、先般も〇〇〇に勤務する〇〇〇、〇〇ですけれども、窃盗の容疑で逮捕される事案が発生しております。このように反社会的行為として県民の大きな批判を招く不祥事や問題が発生し、教育に対する信頼を裏切る結果になっていることはまことに痛惜の念にたえないところであり、改めておわび申し上げます。

また、不祥事にかかる県民の批判あるいは情報が寄せられており、鋭意に慎重に調査を進め、適切にかつ厳正に対応してまいりたいと考えております。

県の教育委員会としては、このような状況を深刻に受けとめ、これまでの取り組みに加え、教育委員会全体で、不祥事防止に向けた取り得る対策はないかについて、これまでの対策について検証しつつ、今検討を進めているところでございます。今後一層教育行政に対する県民の付託に思いをいたし、教職員がこれらの事案の発生を対岸の火事とせず、みずからを律するとともに、不祥事を起こさせないという職場風土づくりや不祥事の防止に向けたコンプライアンスの確立に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 113 号 35 人学級の拡充を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○及川参事兼教職員課総括課長 それでは、35 人学級の拡充を求める請願に関し御説明申し上げます。まず、今般の定数改善計画の概要について触れさせていただきます。

このたび、文部科学省から示された 10 年ぶりの定数改善計画では、1 学級の人数を順次 40 人から 35 人、30 人に見直すこととされたものでございます。具体的には平成 23 年度に小学校 1、2 年生への 35 人学級導入を皮切りに、順次以降 3 年生以上に拡大していきまして、平成 28 年度までに中学校 3 年生まで 35 人学級編制といたしまして、さらに平成 29、30 年度に小学校 1、2 年生を 30 人学級にするという内容でございます。これは昭和 55 年に 45 人から現在の 40 人とされて以来 30 年ぶりの学級編制の見直しとなるものでございます。

しかしながら、この計画の実施に必要な予算の裏づけについて極めて不透明な状況にございます。来年度の 1、2 年生の 35 人学級実施に必要な国の予算については、元気な日本復活特別枠として要求されております。いわゆる政策コンテストによる評価にかかっているわけでございます。新聞報道などによりますと、評価会議での判定は A、B、C、D のランク付けで、B 判定、これは一部減額して予算化という判定であったという情報がございます。また、この B 判定は、文部科学省全体の予算から財源を捻出するといった条件が付されていると聞いております。

本県では、これまでも教育のさまざまな課題の解決に向けた、個に応じたきめ細やかな教育を実施するため、国に対し定数改善計画を策定し、実施するよう要望してまいったところでございます。そのほかに独自の対応といたしまして、県全体の定数を調整しながら、小学校 1、2 年生について 35 人学級を実施してまいりました。

請願項目の1項目めでございますが、県独自の35人学級を3、4年生まで拡充すべきとするものでございますが、今回の定数改善計画による1、2年生への35人学級の来年度実施に向けた文部科学省予算、これ自体、先ほど御説明申し上げましたとおり、全く不透明な状況にございまして、現時点でのさらなる県独自の対応の拡充も極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。

2項目めの中学校2年生以上への拡充、これにつきましても同様の状況にございまして、中学校1年生への独自の対応も県全体の加配定数の調整で実施しているものでございますが、来年度の定数措置が国の予算状況が不透明であるということは先ほど申し上げたところでございますが、そもそも中学校1年生への県独自の35人学級の取り組みにつきましても、平成21年度から試行として市町村教育委員会の選択で実施しているものでございまして、この試行の成果と課題を踏まえまして対応を検討することといたしておるところでございますので、さらに2年生以上への拡充ということは、そういう段階にはないものと考えます。

なお、3項目めに関連いたしましては、35人学級の実施の意見書提出の関係でございますが、これまでも県におきましても定数改善計画の早期の策定について要望してまいりました。今後はこの計画の着実な実施について申してまいりたいと考えております。

○高橋博之委員長 それでは、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 再開いたします。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 1、2年の35人以下学級の実現につきましては、独自の予算で行っているという説明でございましたけれども、どのような事業にどのくらいかけているのか、説明をお願いいたします。

○及川参事兼教職員課総括課長 まずは少人数学級でございますが、1、2年生と中学校1年生の35人学級となっておりますが、小学校1年生については、少人数学級として40人の定数の調整によって、小学1年生には40人、2年生には27人の教員を少人数学級の対

応として配置しておるところでございます。それから、中学校1年生につきましては、41人の教員を少人数学級のために配置しておるところでございます

○小西和子委員 小1、小2につきましては、これは正規職員ということでしょうか。それから中1の41人というのは、加配の調整で行っているのだとこちらは承知しております。だからこそ各校は希望しないわけですよ。そのあたりの詳しい説明をお願いします。

○及川参事兼教職員課総括課長 今委員おっしゃったとおり、小学校1、2年生については定数調整で、それから中学校1年につきましては加配定数を活用して実施しているところでございます。

先ほどの冒頭の説明でも申し上げましたが、来年度、1、2年生への35人学級の教員の採用については、文部科学省予算全体の中で、35人学級をやれば教員はふえる計算になりますが、それを現在の枠内で対応しろということは、例えば今我々が対応している全体の定数の中で対応している加配等も活用した全体の定数によって、1、2年生をもしふやしたとすれば、その他の定数が削られるとか、そういう可能性もあるわけですが、その辺の予算の状況は全く不透明で、文部科学省のほうにはいろいろお願いはしておるのですが、まだなかなか見えない状況でございます。

○小西和子委員 1、2年の定数については、国から措置されるわけですね。ということは今行っている1、2年の分の定数調整の分が浮くわけですので、それを3、4年にとということでの話を請願もあらわしているのだと思うのですけれども、仮に文部科学省がこれをきちんと定数改善をした場合、今までやっていた小1、小2の35人以下学級の定数調整をそのまま3、4年に配置するというのも可能だと考えますけれども、そのあたりはいかがですか。

○及川参事兼教職員課総括課長 もし文部科学省が要求どおり1、2年生の35人学級の予算を確保して、さらに今まで我々のお願いしている加配定数も丸々ついた場合ということかもしれません、その辺もしそうなったということにつきましては、今の段階では仮定の問題で、どのような事業まで実施、拡充できるかということは、その際の全体の状況を見ての検討になろうかなと考えております。

○高橋博之委員長 区切りがいいので、一たんこの際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行します。

○斉藤信委員 35人学級の拡充を求める請願ということで、まさしく非常に重要な請願が出たと。文部科学省が8カ年計画で小学校、中学校の35人学級を実施すると、立派な計画を打ち出した。普通、こういう計画というのは政策コンテストにかかるような性格ではないのだと思うのだよね。定数改善の計画ですから、着実に毎年やっていかななくてはならない。

それが、私は手法としては、これは民主党の政権としてはもう本当にまずいやり方。各省庁の予算を1割カットして、そして余った分で新規特別枠をやろうというのでしょうか。1割削減したらやれないのですよ、通常の仕事も。私はそういうやり方が大問題だったと思います。

そして、政策コンテストでB評価でしょう。1,850億円の米軍へのおもいやり予算、A評価ですよ、これ。とんでもない話ですよ、軍事より教育ですよ。皆さんもそう思うと思う。これは論争にはならないので指摘だけにとどめますが、この間、少人数学級、中学校1年生は試行ということですが、この間の成果をどのように受けとめているか、まずお聞きしたい。

○菊池小中学校人事課長 昨年度、今年度と試行という形で実施しておりますが、少人数学級につきましては、小学校につきましては、小学校生活の入門期でありまして、特に基本的な生活習慣の定着とか、あるいは人間関係の把握など、学校生活の安定について極めて効果があったという報告を受けております。中学校につきましては、中1ギャップの緩和あるいは学級づくりなど、中学校生活の安定と適応に大変有効であるというような報告をいただいております。

○斉藤信委員 そういう成果からすれば、これは確実に小学校の3、4年生、全学年に計画的に拡充すると。中学校1年生でも試行は2年やりましたから、大体2年やったら本格実施なのです。3年目の試行というのではないと思うのですよ、2年間検証をやったら。そういう基本方向でいいですか。

○菊池小中学校人事課長 ただいま2年目の試行についての各市町村、あるいは学校のアンケートを実施してございます。その結果を踏まえまして、次年度以降のことを考えてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私もこの間少人数学級を実施している小学校、中学校を訪問して聞いてまいりました。小学校ではちょっとショッキングな話を聞きました。実は、今の小学校6年生が、小学校1年生で35人学級を実施した学年なのです。小学校1年生で初めて35人学級、翌年は2年生まで拡充されて、そして今は6年生なのです。小学校1年生、2年生は大変よかったです。ところが3年生になって、40人のぎりぎりの学級になって、落ち着いたクラスがここで崩れたというのです。そして、その崩れをもち直さないで小学校6年生までできてしまった。これは盛岡に近い小学校の話です。

3年生、4年生というのは、よく9歳の壁と言われるのです。いわば子供が急速に成長する時期なのです。そして学力の差も出始める時期。だから9歳の壁というのは、昔は不登校が出始める時期で注目されたのですけれども、私は35人学級が拡充してくると、その9歳のときに少人数から多学級になると。これは一刻も早く3年生、そして4年生に確実に拡充することが子供たちの行き届いた教育にとっても私は本当に必要だと。

中学校1年生については、私が盛岡市内の中学校に行ったときには、中1問題が解決しましたと、そのぐらい効果があると。ただ中2は今、中2問題なのですと、そういう話も聞いてきましたけれどもね。中1の問題については、12月の半ばにそういう調査が求められるということだけでも、恐らく去年の成果とそんなに変わらない積極的な内容が出てくると思うけれどもね、そういう拡充の方向は確認していいのですか。

○菊池小中学校人事課長 先ほど及川参事も申し上げましたが、国の情勢等も見ながら考えてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 それで、国の情勢が一番難しい、これは。

(「斉藤さん、もうまとめて」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 始まったばかりで、まとめてというのはないでしょう。

(「同じものだったらまとめて」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 実は、35人学級の本当に必要な教員増の経費は184億円なのです。それを小学校1年生の全教員分特別枠で要求したから、財務省の怒りを買ったと。私はこの政策コンテストの仕組みそのものが大問題だと思いますよ。10%削減して残りですとやるという、このやり方は正しくないけれども、一回そういうことを岩手県でやったのですよ。しかし、本来なら184億円で済む要求を2,247億円も要求をして、これはとんでもないということにな

って、既存の枠内で対応しなさいと。184億円分というのはどういう見通しですか。

○及川参事兼教職員課総括課長 この政策コンテストに絡む話、それから来年度の定数改善に対する予算措置がどうなるか、それから加配で措置している分が来年度どうなるかということについて、例えばことし並みの、あるいはそれをさらに拡充した加配の状況についてどうなるかということについて内々文部科学省とは協議を進めているところでございますが、現時点での文部科学省の回答は、この件についてはどうなるか全く不透明であると、担当者からもそのように言われておりまして、私どものほうで今すぐどのようなにはお答えしかねるところでございます。

○斉藤信委員 今までの定数改善の取り組み、今回は30年ぶりだということですがけれども、学級編制の基準の見直しについては。今までこの学級編制の基準、定数改善で6カ年計画とか8カ年計画出して、予算のつき方で進みぐあいかわからないということはないかと思うのです。そんな定数改善ないと思うのですよ。やるのだったら、その分きちっと予算が拡充されてきたというのが今までのやり方だと思うけれども、予算のあるなしで、これが左右されるような取り組みではないのだと私は思いますけれども、そのことについて、これは基本的な問題ですからお聞きしたい。

それと項目ごとに少し聞いて終わりますけれども、小学校1年生については、定数の枠内で対応してきたと。私は定数が減らされるということはないと思うので、小学校1、2年生、そこが措置されれば、私はその分は拡充の方向に当たるのではないかと。問題は加配ですよね。加配がその見返りに大幅に減らされることになれば、中学校1年生の場合は影響を受けるかもしれないと。しかし、中学校1年生はまだ1年生の段階ですから、私はこれを後退させることがあってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○及川参事兼教職員課総括課長 先ほど来申し上げておりますが、加配の状況についてもちょっと不透明な状況がございますが、我々としては極力、その辺現状から後退することがないような対応ができるような配分を国のほうと協議してお願いしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 これ最後にしますが、何か圧力が強くてね。

私は今回の請願、国が新たに35人学級を国の制度として実施すると。その機会に今まで県が独自にやってきたことについては、一歩でも二歩でも前に進めるというのは、これは大事な基本方向だろうと。それと3項目めについてですね、これは6月議会で一度上げていると。これは大変大事なものでしたが、これはOECD並みに、30人以下の学級という、かなり

中長期的な目標なのです。今回請願で出されている項目は、文部科学省が決めた計画をしっかりやってほしいという、こういう請願なのです。文部科学省も8カ年計画で35人学級を実施すると。それを確実に手抜きしないでやってくれと、こういう請願の中身ですからこれはぜひ通していただきたい。

1項目も2項目も、これは国の動向でなかなか微妙なところがありますが、請願の性格というのは、請願が採択されてから2年、3年たってから実施したということも実際にあります。しかし、県にそういう拡充を求めるということを、私は今の教育をめぐる状況、子供たち、父母の切実な要求にこたえる方向だと思いますので、ぜひこの請願に御賛同をお願いしたい。

○佐々木大和委員 議事進行ですが、紹介議員が一般の質問をしていて、最初に斉藤委員が言ったのはわかるのだけれども、紹介議員ですから、その辺の運びは委員長がよく整理して運んでもらいたい。

○高橋博之委員長 はい、わかりました。

○佐々木大和委員 これ紹介議員の質問だからね。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○斉藤信委員 基本方向として採択をして、やっぱりタイミング的には今なのだよ。国の予算編成の前にね。

○高橋博之委員長 先ほど斉藤委員から採択をとという御意見がありましたが、ほかには。

○佐々木一榮委員 ちょっと休憩。

○高橋博之委員長 一たん休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは再開いたします。

本請願については項目によって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本請願の中で、まず請願項目の1を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋博之委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋博之委員長 起立少数であります。よって、請願項目の2は不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋博之委員長 起立多数であります。よって、請願項目の3は採択と決定いたしました。

本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

(意見書案配付)

○高橋博之委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案を御覧いただいていると思いますが、これについて御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 3点について伺いいたします。1点目、新しい職の主幹教諭について伺いいたします。2009年から希望降任制度を利用しての主幹から一般教諭になった人数、全国では幾らか、それからその理由は何か。そのうち精神疾患は何人かと、主幹教諭の趣旨と効果というのは何か。効果というのは岩手県における効果を教えてください。

○及川参事兼教職員課総括課長 主幹教諭の件でございますが、全国で今年度現在主幹教諭は1万6,000人ほど任命されておる状況でございます。昨年度、主幹教諭から、今年度希望して降任するというような、そういう報道があったことは承知しておりますが、その理由等につきまして、あるいは具体的な原因、そういうことについては資料がございませんので、ちょっと把握しておりません。ただ新聞報道等によりますと、管理職の方と一般の教員の間

に挟まれていろいろ御苦勞が多かったのではないかという新聞報道があったことは承知しております。

それから、主幹教諭につきましては、現在岩手県では小学校 12 名、中学校 9 名の 21 名の主幹教諭を任命しております。この主幹教諭につきましては、校長、副校長、管理職の方を補佐して、場合によっては一定の権限を付与されて職員等の指導に当たる、あるいは保護者、地域の住民の方あるいは生徒指導等について役割を果たしてもらうということで、学校で管理職と一般教諭の方と協力して、学校のいろんな課題に取り組む組織的な対応のために、こういった主幹教諭というのは非常に有効でありますし、今後主幹教諭の任命については拡大してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 大変効果があるという御答弁をいただきましたけれども、現場では、管理職の補佐というよりは子供たちと向き合える一般教諭をふやしてほしいという声がありましたし、学校によって職務にかなり差がありました。ということで、もう一度現場の声の聞き取りをしていただきたいなと思います。

それから降任制度を利用しての人数も、ちょっとわからないということでしたので、早急に調べて後でお知らせください。

では 2 点目、労働安全衛生体制の取り組みについてですけれども、労働安全衛生規程について整備されている地区教委、面接指導を行っているところ、産業医の選任というところの数値をお知らせください。

○及川参事兼教職員課総括課長 労働安全衛生体制の関係でございますが、県といたしましては、市町村に対しても整備促進が図られるように、県で行っている研修会に参加していただくように御案内を差し上げたり、それからいろんな情報提供をさせていただいております。それから、労働安全衛生関係の手引き——県でこういうものをつくってございますが——この中に、例えば衛生委員会の組織の仕方とか、こういうものの取り組みの手順、方法等について手引きを作成しておりますので、市町村のほうにも配らせていただきまして、対応についてのいろんな情報提供をやっておるところでございます。

それから、そういう対応をやっておる中で、今年度実態調査の中では、例えば市町村教育委員会によっては、安全衛生管理規程自体が整備されていないというところも 3 市町ほどございました。これらについては、その辺の実態等について聞いたりして、結果的に、そういった情報についての助言を行っているところでございます。

それから、規程は整備しているものの、職員に対する面接指導体制、こういった体制が未整備だというのが17市町村ほどございます。これらにつきましても、先ほど申しあげましたようないろんな研修会への参加とか情報提供、それからこういった県で定めた手引き、こういうのを参考にさせていただくように市町村のほうにはお知らせしていきたいと考えております。

○小西和子委員 産業医の選任については、次のときに申し上げますが・・・。

盛岡は7年前から労働安全衛生委員会を立ち上げて活動しておりますけれども、7月と9月に勤務時間調査をしました。超勤につきましては、7月の場合ですと小学校は平均32時間、中学校は53時間。それから9月では、これがまたふえて小学校39時間、中学校62時間。どれも二、三時間ずつ昨年よりふえております。病休者も10月末で19人、精神疾患ですね。昨年の1年間で15人から倍増するのではないかと心配しております。大変悪化しております。学校ごとの集計をとりますと平均で84時間とか、その学校ですね、82時間とかという、月80時間超で病気と勤務との関連があると判断される、そのような大変な職場もあります。100時間以上勤務した職員が64人もおります。

そこで、全県に労働安全衛生体制を確立して、教職員の超勤時間を減らす対策を早急にとらなければならないと考えます。試験を通過して教員になった人材を何かみすみす病気に追い込むような働き方なのではないかと私はとらえておりますので、ぜひ具体的な取り組み。まず1点は、労働安全衛生体制を全部の市町村で立ち上げること、不整備のところ、それから面接指導が未実施のところにはきちんと指導して今年度中に対策を講じること、それから時間外勤務記録簿を早期に整備をして、きちんと労働時間を把握していただきたいということです。具体的な取り組みを示すというような話を何度もされているのですが、ですけども、実際には何もされていないのです。具体的な取り組みについて、今考えていらっしゃることをお伺いいたします。

○及川参事兼教職員課総括課長 先ほど規程の整備とか面接指導体制の整備とか、そういうことにつきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、教員の時間外勤務の状況についてでございますが、これにつきましては職員団体との協議等の際も、そういう話が持ち上がっておりまして、来年度から、各現場の教員の皆さんの時間外勤務を把握するための方法を講じたいと考えております。現在、例えば県庁の職員などは事前命令ということで、どういった内容の業務をどれぐらいやったということが把握されて超勤時間の把握をやっておるわけなのですが、こういうやり方を応用しまして、学校現場でも時間外勤務の実態を調査して、今後の対応に役立てていきたいと。

やはりどういう内容で仕事をしたか、どれぐらいしたかということ自分で書くということ自体で、もしかしたら無駄な部分はないのかとか、そういったものはもっと効率的にできるのではないのかとか、あるいはそういったものを学校全体で情報を共有することによって、学校全体の仕事の効率化につなげていくとか、そういったことの実態が把握されればそういう改善につながっていくのではないかなと考えておりますので、来年度以降、学校についても各職員の時間外勤務の実態を把握できるような、そのために具体的に、余り現場の人たちには面倒をかけないような、煩雑な方法ではなく、なるべく簡単に、パソコンの整備がされているところであれば、それをうまく活用して簡単にそういうのが登録できるように、そういった条件で今内容を検討しているところでございます。

○小西和子委員 来年度から学習指導要領が変わりまして、さらに多忙になるということが予想されますので、ぜひ今のお話については、実際に実効あるものにしていただきたいと思えます。

では最後、高校再編についてお伺いいたします。検討会とか、懇談会とか、県内各地で行われておまして、意見を集約しているところだと思えますけれども、最終的に高校の名前の入った案というのは、いつ提示されるのでしょうか。それから、それまでのスケジュールをお示し願います。

○上田高校改革課長 委員のお尋ねでございますが、最終的に、例えば校名とか具体的な内容を盛り込んだ計画案としてはいつ出るのかというお尋ねでございます。

来年度の上半期には計画を策定したいと考えておりますけれども、来年度、第1四半期をめぐりと大体お話しを申し上げておりますけれども、来年度の入学者選抜の結果等も見させていただいた上で、できるだけ早い時期にそういった案をお示しして、それからパブリックコメント、その他の御意見を記録まで丁合する期間を設けまして、上半期を目途に計画を策定したいと考えております。スケジュールもあわせてお答え申し上げます。

○斉藤信委員 私は三つまとめて聞きますので。

一つは、県立高校の就職問題です。商工労働観光部でも聞きましたが、県立高校の就職状況は大変厳しいと思っておりますが、この状況はどうなっているか。特に全国的な調査によると専門高校、普通高校、総合学科、高校にも格差がある。もう一つは、女子学生が特に厳しいと、こういうことが指摘をされています。わかる範囲でそういう状況はどうなっているか。最近の新聞報道では盛岡工業、黒沢尻工業、盛岡商業はほぼ100%と、こういうことも紹介をされていますが、全体としては大変厳しいので、それに対する今の取り組みはどうなっ

いるか。

第2点は、県立高校の再編問題です。私は、第2回のブロック別地域検討会議にも出ました。1回目と同じようなというか、地域の高校を残してほしいという強い要求が出たというのも、私の受けとめなのですが、まだ全部終わっていないかもしれませんが、2回目の検討会議の特徴、そして来年3回目をやるわけですね。かなり絞ったというか、突っ込んだ議論をしないと、県教委が作成する上で、私が1回目、2回目を聞いた範囲では、もう地元の高校を何としても、小規模でも残せと、引き続き高校の少人数学級という強い要望が出たと受けとめていますが、1回目、2回目の議論を踏まえて、第3回の検討会議はどのような内容というか、柱で議論をして煮詰めるつもりなのか。そして、今までの意見をどのように、県教委としては受けとめて提起する予定なのかを示していただきたい。

3点目の問題は、子供の貧困問題です。この間、子供の貧困問題の県民交流会もありましたね。私は各分野での子供の貧困の大変切実な問題を聞いてまいりました。例えば給食費の滞納問題もありますし、今は授業料の滞納はないかもしれないけども、学費納入金、これは県立高校でも年間20万円ぐらいなのですね。多いところは年間30万円というところもありますよ。私はそういう滞納の状況などをどのように把握されているのか。そして、私は経済的理由で生徒たちが教育を受ける権利が絶対に侵害されてはならない、このように思っているのですが、就学援助のこの間の取り組みも含めて、子供の貧困問題にどう対応されているかを示していただきたい。

○佐々木産業教育担当課長 それでは、委員の御質問ございました県立高校といたしますか、公立高校でございますが、県の教育委員会の調査による10月末現在の内定状況でございます。65.1%というのが内定状況でございます。また、学科ごとでございますけれども、普通科につきましては全県、男女の合計でございますが、54.6%でございます。大学科でございますが、農業につきましては56.5%、工業につきましては76.5%、商業につきましては73.1%、水産につきましては57.1%、家庭につきましては77.2%、総合学科につきましては60.1%となっております。

それから、あと女子の内定率ということでございますが、10月末の、またこれも同じ調査でございますけれども、全県合わせまして男子は66.0%、女子は64.0%となっております。総じて昨年度よりはよくなっているという状況ではございますけれども、今後とも気を緩めずにしっかりと生徒たちを支援していきたいと思っておりますし、関係機関の協力をいただきながら、内定が上がるようにしていきたいと考えています。

○上田高校改革課長 委員からのお尋ねが二つございました。まず一つは、第2回目の地域

検討会議、それから地域別の懇談会、現在開催中でございますけれども、その特徴はというお尋ねでございます。1回目を開催させていただきまして、そこでいただいた御意見等で、特に疑問な点とか、あるいは強く御意見があった、そういったことがございましたので、例えば高校標準法での今の仕組みの内容、あるいは国の動き、あるいは小規模な学校についての評価など、さらにはブロックごとの各高校の特色などについて御説明を申し上げ、意見をお寄せいただいたところでございます。

もちろんまだ途中でございますので、意見の取りまとめはしておりませんが、さらなる学級定員——40人と今は高校標準法では標準が示されておりますけれども——少人数の学級設置等がどうなのかといった御意見、あるいは小規模校の取り扱いについて、それからそれに関連をいたしまして通学支援のあり方についての御意見、あるいは現在の配置されている学科がございまして、さらに地域の産業構造なり、振興方向を踏まえました新しい学科の設置等々について、御意見をちょうだいしたところでございます。

それから、もう一つのお尋ね、3回目の地域検討会議に向けてどのような内容で、その会議なりでの議論を進めていくのかというお尋ねでございます。第2回目の取りまとめもまだできておりませんので、これから御意見を伺う部分もございまして。さらには、それとはまた別立てで、地域からも御要望があった場合には、私どもが出向かせていただいて意見交換をして、出前懇談会も開催を現在しております。まだ非公式でのお話等もございまして、かなりのところからそういったところでの御要望をちょうだいしておりますので、そういったところできめ細やかに御意見をちょうだいしながら、第3回に向けてのテーマなり、そういったものを考えてまいりたいと考えておりますけれども、先ほど若干触れさせていただきましたが、ブロックごとに、やはり産業構造なり振興方向、あるいは地域の実情等が異なっております。そういったことでは、さらにきめ細かく御意見をちょうだいして、そういったことを参考に、第3回の議論の進め方、それについての検討に生かさせていただきたいと考えております。

○高橋教育次長兼教育企画室長 小学生、中学生、それから高校生のそれぞれの家庭の経済状況が厳しい中でどう対応していくかということ等についてでございますけれども、学校給食費の滞納でございますとか、それから高校授業料無償化になりまして、新たな授業料の滞納というのは、これは発生していないところでございますけれども、過去の滞納等もございまして。

それぞれの家庭の経済的な状況によって、教育を受けるのがなかなか難しくなっていることに対しては、小、中であれば各市町村が国庫補助を受けまして就学援助の制度がございまして、それから県立学校でございまして、岩手育英奨学会、それから日本学生支援機構の

奨学金制度等ございまして、そういうものを積極的に活用するようなPR、啓発等を行っているところでございます。

このような状況の中で、なお子供たち、それから父兄が負担するものについては、私費も含めましてさまざまあるわけございまして、そういう支援等も必要だというような考えのもとに、県といたしましても国に対して、給付型の奨学金等の創設について要望してきているところでございまして、その実現に向けまして今後とも努力していきたいと考えております。

○高橋博之委員長 ほかにございせんか。なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第20号公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫総務室管理課長 議案第20号の公立大学法人岩手県立大学に係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてにつきまして御説明を申し上げます。

議案その3の15ページをお開き願いたいと思います。説明に当たりましては、お手元に配付しております資料によりまして説明していきたいと思います。

まず、資料の1の提案の趣旨についてでございます。地方独立行政法人法によりまして、設立団体の長が、法人が達成すべき業務運営に係る中期目標を議会の議決を経て定めることとされておりますことから、公立大学法人岩手県立大学の次期中期目標について、議決を求めるとでございます。なお、地方独立行政法人法におきまして、議会の議決を求める前に、あらかじめ評価委員会の意見を聞くということとされておきまして、去る10月28日に開催されました岩手県地方独立行政法人評価委員会におきまして審議され、中期目標案について適当であるという旨の御意見をいただいているところであります。

次に、資料の2の中期目標案の概要でございます。(1)の中期目標の期間は平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間でございます。

(2)の中期目標の主な二つの特徴でございます。まず、一つ目としましては、基本姿勢及び基本目標を定めまして、大学運営の方向性を明確化したことでございます。基本姿勢としましては、学生を主人公とした教育——学生目線——と、岩手の活力を創出する研究、地域貢献——地域目線——に取り組みまして、地域の中核人材育成と活力創出に貢献する大学を目指すこととしております。基本目標としましては、教育については学生の志を高める大学。それから研究、地域貢献、国際交流につきましては地域から頼られる大学。それから、業務運営につきましては、効率的、機動的な大学運営を目指すこととして定めてございます。二つ目の特徴としましては、教育の成果に関する目標を重点化、具体化したことでございます。大学の根幹となります教育の成果に関する目標を重視しまして、学部等ごとに目標を設定しまして、それぞれの目指すべき方向、特色を明確化してございます。

次に、(3)の中期目標の内容でございます。主に五つの分野で構成されております。アの大学の教育、研究等に関する目標につきましては、全学的な基盤教育と高度な専門教育との融合によりまして、地域の中核人材を育成すること。それから独創的、先進的な研究により教育の質の向上を図るとともに、地域のニーズを踏まえた研究活動を推進すること。産学公連携やシンクタンク機能の強化などによりまして地域社会に貢献するとともに、双方向の国際交流事業を推進しまして、国際的視野を備えた人材を育成することとしてございます。イの業務運営の改善、効率化に関する目標におきましては、全学一体となった大学運営と、柔軟かつ機動的、効率的な組織改革を行うとともに、多様な人事制度を導入することとしてございます。ウの財務内容の改善に関する目標におきましては、外部資金等自己収入の増加に努めますとともに、予算を適正かつ効率的に執行することとしてございます。エの自己点検、評価、改善及び情報の提供に関する目標におきましては、大学運営を常に点検、検証し、評価を改革、改善につなげるとともに、積極的な情報公開と広聴活動を推進することとしてございます。それから、オのその他業務運営に関する重要目標におきましては、環境に配慮した施設設備の適切な管理と有効活用を図るとともに学生、教職員の安全と健康を確保することとしてございます。

最後に、3の今後のスケジュールでございます。今議会で議決をいただきました後に、公立大学法人岩手県立大学に中期目標を指示することとともに、中期目標を公表することとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木大和委員 一つお伺いしますが、教育の成果に関する目標ということが示されておりますけれども、最近独法化された大学などでは、特にこういう分野は大変のようでありまして、自治体とか企業とか、そういうところとの連携、そういうものは具体的にどのように進んで予定されているのか、現状がどうあるのか、その辺についてお伺いします。

○八重樫総務室管理課長 地域連携についてでございます。地域連携につきましては大学の基本的な方針といたしまして地域貢献ということを挙げてございます。これまで産業界との研究交流の推進、ともに推進するとか、それから社会人の受け入れなど、学部生とか大学院生に社会人を受け入れるということをしておりますし、それから地域社会との連携ということで公開講座を開催することも行っております。それから、施設の地域開放なども行ってございまして、例えば宮古キャンパスの附属図書館とか、それから運動施設等の開放というものもございます。それから、先ほどの公開講座につきましては、大学本体ということもございまして、アイーナキャンパスにつきましても公開講座等を行っているところでございます。

目標についてでございますが、議案その3の20ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、3番の地域貢献、国際交流に関する目標を掲げてございます。(1)としまして、地域貢献に関する目標として、産学公連携の強化、それから県民のシンクタンク機能の強化、それから県民への学習機会等の提供ということで目標に掲げているところでございます。

○佐々木大和委員 県立大学の前段では、特にもIT関係の人材を創造することでは大変な貢献をされて、岩手県の存在感も見えてきたのだと思います。国際交流のほうにも関わったということですが、今少子化時代になって、まさに大学に入る生徒も少なくなるし、大学間競争というのがいろいろ言われるようになってきていますけれども、そういう中で、今直接企業の話は余り出なかったのですが、企業との連携、特に大学院がそうなのでしょうけれども、そういう連携のあり方というのがこれから求められているとよく聞くわけですが、その辺について、今後どういうように運んでいくのか。

もう1点、この間、岩手医大の矢巾キャンパスの視察をして、そういう機会に岩手医大の実態も伺いました。今は予想をはるかに上回る卒業率と医師国家試験、98%ぐらいまでいっていて、全国でもトップレベルのところまで岩手医大が進んでいますということで、かなり前向きにやっていました。あそこはライセンスを取ることが学校の目標ですからね。岩手医大はそういうことをやっているということだったのですが、それぞれ学生さんが先頭を切ってやるでしょうけれども、時代の流れをとらえて、そして大学の本当の役割、存在感を出

していかなければ、特にも県立大学というのは、47 都道府県ほとんど全部ある。できたのですよね。そういう環境になっていきますので、その中で一番を目指していかなければならぬということになるのだろうと思うので、そういう目標がこの中期計画にどんな形であらわれるのか、その辺を示していただきたいと思います。

○八重樫総務室管理課長 大学の目標につきましては、議案その3の19ページの下のほうを御覧いただきたいのですが、研究に関する目標ということを出したと思います。基本目標におきましては、大学教育の基盤となる独創的、先進的な研究により、教育の質の一層の向上を図るとともに、岩手県の地域特性、地域のニーズを踏まえた研究活動を推進するという打ち出しをしております、次の20ページの上のほう(1)ですが、研究の推進に関する目標ということで、時代の要請に的確に対応するため、大学の独自性を生かした実践的な研究、それから専門分野の連携により複合的な研究テーマということにしておりますし、それから(2)としましては、研究の質の向上に関する目標としまして、新たな研究テーマの発掘、研究分野の重点化など弾力的な研究支援を充実させ、研究活動に関する職員のモチベーションを高める。研究環境を整備し、地域に評価される研究成果を生み出すよう努めるということとしております。

これまで共同研究、それから公募型地域課題研究の実績も上げております。共同研究につきましては、平成20年度89件、平成21年度75件、平成22年度47件ということで実績を上げてございますし、今後もこういった形で共同研究、公募型地域課題研究の実績を上げていきたいと考えております。

○斉藤信委員 この間、大阪府立大学で調査してきて、橋下府政という際立った特徴のある府政の中で大幅に運営交付金が削減されて、教員があの時点で七、八十人ですか、減って一一規模はちょっと違うのですけれども、岩手県の県立大学の運営交付金はどのように推移したのか、大学予算は全体でどのように推移したのか。その結果、教員数の減少という事態を招いているのかどうか、教官1人当たりの研究費はどう推移しているのかを教えてください。

○八重樫総務室管理課長 運営交付金でございます。平成17年度が46億5,000万円余り、平成18年度が45億6,000万円余り、平成19年度が44億6,000万円、平成20年度が43億7,000万円余り、平成21年度が42億8,000万円余り、それから今年度、平成22年度が41億9,000万円ということとなっております。

それから運営費、経常費用でございます。決算ベースで申し上げたいと存じます。平成17年度の決算額が62億6,000万円余り、平成18年度が61億7,000万円、平成19年度が60

億 5,000 万円余り、平成 20 年度が 59 億 7,000 万円、平成 21 年度が 55 億 3,000 万円余りでございます。平成 22 年度の——これは予算額でございますけれども——59 億 1,000 万円余りということになってございます。

教職員数の推移でございます。平成 17 年度が 4 大、大学院、盛岡短大、宮古短大を含めまして 250 名、平成 20 年度が 259 名、平成 21 年度が 252 名、平成 22 年度、本年度が 253 名ということになってございます。

○斉藤信委員 今のは教員の数ですか。

○八重樫総務室管理課長 教員でございます。1 人当たりの研究費は手元に資料ございません。

○斉藤信委員 運営交付金が毎年、これだけ減らされて、私は教員に一番のしわ寄せが起きているのではないかと思いましたが、今の報告だと教員数は減っていないということですね。それは一安心をしましたが、これは学内ではどうなのですか。私は岩手大学の学長と先日対談したときも、大学運営というのは人件費なのですね、基本的には研究費、人件費。だから、人件費を減らす以外にないと聞いて、これはどこの大学も退職不補充で教員を減らしていると。逆に 20 代、30 代の若手の研究者は確保できないという、いわば教員のバランスも崩れてきていると。一方でオーバードクターという博士号を取ったけれども、就職できないという問題は全国的に問題になっておりますが、県大の場合、基本的に維持している。このあたりの要因、工夫というのはどこにあるのかというのがわかれば教えてください。

あと、学生目線ということで今度の中期目標の基本方針出ていますが、私は、学生目線、特に入学者の受け入れのところ、岩手県内の子弟を中心に広く大学教育の機会を与えると書いているわけですね。その点で一番心配しているのは、深刻な不況のもとで低所得者層の子弟が入学をしています。母子家庭の子供も入っています。今までは授業料全額減免というのがあったわけけれども、貧困化が広がって授業料の軽減対象がふえたために、県立大の授業料全額減免、これやめて枠を広げたのですね。これは一つの方法だと思うけれども、半額減免になっているわけです。しかし、母子家庭の子弟から私は率直に相談を受けたのだけれども、53 万円の半分の学費を捻出するというのは大変なことなのですよ。そういう意味では、岩手大学の場合全額減免も残して減免を拡大しているというのですよね。そういう手立てを、県内の特に低所得の子弟が入学する比率が県立大学は高いと思うのですね。そういう全額減免も残しながら授業料減免の枠を広げる手立てが必要ではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○八重樫総務室管理課長 教職員の数でございます。独法化されておりますので、中でいろいろ工夫しながら、その他、人件費のみならず総合的に経費を工夫して体制整備に努めていると承知しております。

それから、学生一人一人の実情に応じまして授業料の減免をやっているわけですが、県立大学におきましては、たびたび御説明しておりますとおり、平成20年度に経済的な理由で就学が困難な学生を支援するための追加免除枠として2,000万円増額したということでございます。それから平成21年度からは、授業料の免除枠を、従来5%だったものを7%まで拡大して支援を行ってきているということもございます。先ほど申し上げましたように、県立大学が法人化されまして、自主自立的な運営によりましてサービスの向上、それから業務の効率化を図るということをしておりまして、今後の減免におきましても、自主的に検討されていくべきものと考えておりますが、県としましても大学の状況を見ながら助言など必要に応じて対応していきたいと考えてございます。

○斉藤信委員 授業料全額減免というのは、そういう議論もあったということを伝えてください。

最後ですけれども、地域の中核的な人材の育成というのも、私は当然、大事な目標になってくると。そこで3月末の就職状況、ことしの内定状況、県内就職の状況、これを示していただきたい。

○八重樫総務室管理課長 平成22年3月卒業の就職状況、内定状況でございます、3月31日現在でございます。4年制大学の状況につきましては、4学部合わせて内定率94.2%でございます。それから短期大学のほうでございますが、盛岡短期大学につきましては若干厳しめですが、85.5%でございます。宮古短期大学はさらに厳しいですが、82.3%という状況でございます。

○斉藤信委員 今年度はわからないの、今年度の内定状況。

○八重樫総務室管理課長 今年度の就職内定状況でございます。4年制大学の内定状況、これは10月31日現在でございます、4年制大学のほうは59.4%でございます。それから短期大学でございますが、これも10月31日現在ですが、盛岡短期大学は21.7%で厳しい状況です。宮古短期大学は34.8%の内定率ということになってございます。

卒業生の県内、県外の状況でございますが、4年制大学につきましては、県内が40.7%、県外が59.3%という割合でございます。それから短期大学でございますが、盛岡短期大学

は県内が71.2%、それから県外が28.8%となっております。宮古短期大学は県内が67.7%、それから県外が32.3%となっております。今年度につきましては、ちょっと整理してございません。

○斉藤信委員 ことしの就職状況はかなり厳しいという感じで、まさに全国的な動向と県立大も一体ではないのかと。これは万全の手立てを大学としても、県としても取り組んでいただきたい。最後にお聞きしたいのは、4年制大学の場合、ことしの3月県内就職率40.7%だと。大学ですから県内に就職しなければならないということはないのだけでも、県立大学の使命からいけば、県内の中核的な人材の育成ということで、県内就職率を高める手立て、これは大学の努力と、もう一つは県自身の努力、関係各団体との連携が必要だと思うけれども、そのあたりはどのように考えますか。

○八重樫総務室管理課長 県内への就職率でございますが、4年制大学全体では、過去、平成13年3月では35%、平成19年3月で34%、平成20年3月で32%ほどでございましたのですが、平成21年3月については40.4%、それからことしの3月につきましては40.7%ということで回復してきてございます。県立大学では、就職につきまして、特命課長2名——非常勤でございますけれども——配置するなどして、就職については学生に対する指導、それから関係者、関係機関に対する連絡、それから連携等強化しておりまして、平成20年3月の32%から40%台にきたということで回復してございますし、今後ともそういう形で県立大、県とも連携しまして取り組んでいきたいと考えてございます。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ないようですので、終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 112 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願を議題といたします。当局の参考説明を求めます。

○清水私学・情報公開課長 請願陳情受理番号第 112 号について御説明申し上げます。

項目 1 の運営費補助の増額についてであります。私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、私立学校の経常的経費に対する助成を中心に助成策を講じてきたところであり、私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒 1 人当たりの標準単価を国庫補助単価及び地方交付税単価の改正にあわせて増額してきているところであり、生徒数が減少する中であって、運営費補助金の増額は平成 22 年度当初予算においては、前年度予算に比較して約 1,000 万円、0.2%の伸び率を確保したところがあります。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

項目 2 の私立高等学校等授業料減免補助については、就学支援金制度にあわせて再構築したところであり、市町村民税所得割が非課税の世帯については 2 万円を上限に、市町村民税所得割が 1 万 8,900 円未満の世帯については 1 万 7,000 円を上限に減免補助の対象としたところがあります。今後とも本制度における低所得者世帯への支援に努めてまいりたいと考えております。

項目 3 の私立高等学校等授業料減免補助の対象を施設設備費・維持費等、学納金全体に拡充することについてであります。私立高校において授業料以外に学校が徴収している、いわゆる学納金はさまじく見ますと、学則で定められている納付金と学則で定められていない徴収金に区分されます。このうち、学則で定められていない徴収金については、例えば被服費や修学旅行費など、必要に応じて各学校で徴収されている実費であります。公立高校でも同様に徴収されているものであり、また学則で定められている納付金ですが、施設費や維持費といった名目で徴収されているものであります。

本県では限られた財源を運営費補助と授業料減免補助に充てており、また施設設備のた

めの費用については、低金利貸付金を準備することによって生徒負担の抑制を各学校に求めているところであり、厳しい財政状況下において授業料以外の納付金まで補助対象を拡充することは非常に難しいと考えております。なお、現行においても本県の授業料と施設費等の納付金の合計金額は全国でも8番目、東北でも2番目に低い額となっており、また学則で定められた納付金について、低所得世帯を補助するとした場合、2億3,000万円程度の財源が必要になるのではないかと試算されるところであります。

項目4の高等学校の特色補助の増額についてであります。この補助は私立高校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆け、県単独で創設したものであります。県の厳しい財政状況を踏まえ2005年度——平成17年度の3億2,000万円をピークに、平成20年度まで毎年度減額せざるを得ない状況でありましたが、平成20年度から平成22年度まで同額の1億5,000万円の補助を確保したところであります。県といたしましては、各私立高校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも予算の確保に努めてまいります。

項目5の国の私学助成制度の充実についてであります。国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等経常費助成金補助金の生徒1人当たり単価につきましては、平成22年度は前年度と同額となりましたが、来年度予算の概算要求においては1.15%の増額要求がなされております。また、国の過疎高等学校特別経費補助の生徒1人当たり単価につきましては、平成22年度は0.47%の増額となっており、来年度予算の概算要求におきましても微増で要求がなされております。

○高橋博之委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○中平均委員 ちょっと教えていただきたいのですが、請願項目の1、2、4、5に関しては請願の趣旨どおり、県の施策としてやってきているとお聞きしましたが、それでいいかどうか1点確認だけです。

もう一つ、3番目の施設設備費・維持費等学納金全体に拡充することという、今までの請願で今回初めての項目かと思うのですが、これは、先ほどの説明では岩手の状況は全国で8番目、東北で2番目に低い平均金額であるということかと思いましたが、これは確認と、全国的な状況というのだけ一点教えていただければと思います。

○清水私学・情報公開課長 1点目の質問でございますが、請願項目の1、2、4、5につきましては、請願の趣旨のとおり、県としても進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、2点目の全国の状況等でございますが、授業料と施設費の納付金の合計額は、全国で8番目、東北でも2番目に低い額となっております。また、全国で学納金全体まで広げている都道府県につきましては、10府県にとどまっているところでございます。また唯一、授業料無償化に伴って納付金減免に新たに取り組んだところは大阪府のみでございますが、大阪府の場合には小中学校の運営費を削りまして対応していると聞いているところでございます。

○中平均委員 了解いたしました。岩手県としても1、2、4、5の項目はやってきていると。3番は正直な話、厳しいと聞いておりました。ただ、全国的にも負担率は低いほうであるし、やっている県の実態を聞くと、12府県ぐらいしかないというところと、あと大阪のほうの今の話ですと、1年生、2年生、小学校の分の運営費を削って、教育費全体の枠の中でそっちを補助している、今のこれを充てているという現状にあるということです。もし今からやるとすれば——請願を通してやるとすれば、同じような感じで新しく予算を引っ張ってこれない以上、1、2、4、5のどれかを削って3番に充てなければならないということにならざるを得ない、そこを……。

○清水私学・情報公開課長 ただいまお話しがありましたとおり、大阪府におきましては小中学校の運営費——約10億円ほどでございますが、これを削りまして、高等学校の学納金への補助等に充てているという状況でございます。本県におきましても、私立高等学校等の補助につきましては運営費補助、授業料減免補助、それから施設、備品につきましては、整備の資金の貸し付け等の資金を準備することによりまして制度運営をしているところでございますので、それを学納金全体に広めるということになりますと、限られた財源の中、運営費等の経常経費への補助等を削らざるを得ないという状況も生まれるかと考えております。

○中平均委員 了解いたしました。今質疑ということでございますけれども、せっかく発言させてもらっているのです、私としては1、2、4、5の件については今まで手持ちの資料でも、請願が上がってきてそれを受けて、県としても頑張ってきていると、少ない厳しい財源になっていると言いながらも、まず増額であり、その趣旨にのっとってやってきているということでもありますし、ただ3番だけは、今の状況では厳しいという今の説明でわかりましたので、私としては部分選択して、3番は不採択にしてもほかのやつは今までどおりやっていくという形でいいのかなと思っております。

委員長、済みません、質疑の時間ではありましたが。

○佐々木大和委員 今、もう確認されたわけですけども、そこでこれも請願の審査ですから、直接お聞きしますけれども、斉藤委員が紹介議員になっているのだけれども、またこういう格好で部分採択でいいのですか。その辺は紹介議員として、聞かなければ進まない……。

○中平均委員 それは、もしよければ私たちの会派の三浦陽子議員も出ているので。

○佐々木大和委員 じゃ、そっちからだ。

○中平均委員 私どもの会派で三浦陽子議員が紹介議員となっておりまして、確認したところ、部分採択でも大丈夫であるという旨で確認をとっています。

○佐々木大和委員 部分採択、今回そういうことなのですけども、全体説明していくと、こうやってぼつと抜けると、その請願趣旨が非常に混乱すると。だから、いろんな方法論があるので、今後の要望としては請願事項、項目ではなくて、請願の趣旨のほうで基本を決める、連動させなければならないから、そういうときはできれば全部採択されるようなのにつくり直すのが、昔はそういうのがいっぱいあったのだけれども。取り下げ一回すればできるわけだからね。そういうこともあるので、それを要望しておきたいと思います。

あと内容的には今のようなことで、今回部分採択になれば私もそれでいいと思っています。

○斉藤信委員 部分採択でやむを得ないのではないかと私も思っております。しかし、請願者は県議会の枠を越えて要求するわけですから、それは私は請願者の請願の要求というのをしっかり受けとめていく必要があると思っています。

それで大枠の合意はできつつありますから、私は一つだけ聞きます。先日こういう訴えがあったのですね、県内の私立高校で授業料を滞納していて、滞納しているから就職あつせんができないと。高校3年生ですよ。今の時点で就職あつせんをされなければ、就職もできないし、退学せざるを得ないという大変な事態になるので、担当課にほかの高校の状況も調べていただきました。授業料滞納に対してどういう対応をしているのか。

私が前に聞いたときには、滞納があっても、県内の場合はしっかり卒業させていると。滞納の分については卒業の後、返還するような約束を決めて、岩手では授業料の滞納を理由にした退学はないと聞いていましたが、今回の就職あつせんのことも含めて、どういうふうになっているか示してください。

(「請願に関係ないから後だ」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 いやいやこれ大事だ。授業料の。

○清水私学・情報公開課長 授業料等の滞納に対して卒業させないという実態は、私立高校ではないと承知しております。

○斉藤信委員 県立高校の場合は全額、授業料無償化になったわけですね。私立高校の場合には、岩手県の実態で約半額となっていて、これは改善されたのだけれども、逆にいくと県立高校との比較からすれば格差なのです。そして、県内の私立高校に学ぶ高校生の経済的状況というのは、裕福だから私学に行っているのではないのですよ。所得水準は低いけれども、私学に行かざるを得ないという子供のほうが多い、実態としてはね。私はそういう意味で、授業料の滞納があるから、就職あつせんしないとかいうことが絶対あつてはならないと。これは直ちに改善しなければいけない。

そしてあわせて、岩手県はことし 9,700 万円の授業料単独減免の予算を 1,500 万円にして 8,200 万円節約をしたと。ぜひこれを活用して拡充の方向に回していただきたい。最後、ここだけ聞いて終わります。

○清水私学・情報公開課長 先ほどございましたとおり、授業料の滞納に伴って就職あつせんしないということは好ましいことではないと私も承知しておりますので、そういう学校に対しましては、話し合いをするなり、書面等をつくるなり、適切に対応してまいりたいと思います。

また授業料等の減免の拡大につきましては、先般の議会での請願もございましたので、その趣旨に十分配慮いたしまして、予算の確保等に今度とも引き続き努力してまいりたいと思います。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 一度休憩します。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 それでは、再開をいたします。

本請願については項目によって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

本請願の中で、まず請願項目の1、2、4及び5を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋博之委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1、2、4及び5は採択といたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の3を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○高橋博之委員長 起立少数であります。よって、請願項目の3は不採択と決定いたしました。

なお、本請願については、国に対し意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 これより意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

(意見書案配付)

○高橋博之委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案を御覧いただいておりますが、これについて御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって意見交換を終わりといたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木一榮委員 確認ですが、今回は委員長は全部賛成でいいですか。

○高橋博之委員長 大丈夫です。

○佐々木一榮委員 了解です。

○高橋博之委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかになければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。調査項目については岩手県立図書館の運営等についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。所管事務の現地調査を行いた

と思います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長　なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、今回継続調査と決定した件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続調査の申し入れを行うことといたしますので、御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。